

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障がい者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取り組みを具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、「市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができる」地域社会を実現するために平成3年に第1館目が開所し、以後30年以上に渡って、その時代時代に現れる様々な福祉・保健ニーズの解決に向けての取り組みを行っています。

そして、この令和の時代においては、横浜市の総人口は減少局面に入りつつ、将来にわたって高齢者人口の増加と高齢夫婦世帯と高齢単独世帯の増加、認知症の人の増加が見込まれています。これらの社会の変化は、身寄りのない独居高齢者を増やし、地域に孤独・孤立の問題をもたらしつつあります。また同時に高齢者も、子どもも、障がい者も、生活困窮者も、そしてこれらのカテゴリーには入らなくても潜在的な生きづらさを抱えた人々の様々な問題が地域の端々に現れるようになっていきます。

このような新しい段階に入った地域の課題に対し、私たち若竹大寿会は多様な福祉サービスを横浜の地域に根差して展開している法人として、これまで培ってきた地域の様々な団体や組織、人々との関係性を基盤に、区役所や区社会福祉協議会と共に、個への援助を行うと共に個を支える地域を作る援助に取り組みます。そして、地域の医療福祉保健の関係機関とともに地域包括ケアシステムの実現、更にその先の地域共生社会の実現を目指し、次のような視点で取り組みます。

1. まちづくり

地域に暮らす多世代、多様なニーズを抱える方々が、その人らしく住み慣れた地域で共に暮らしていけるように、地域の様々な層の人々や団体への働きかけを行い、ソーシャルアクションを行います。

地域の様々な団体が担い手不足の課題に直面しています。私たちは地域ケアプラザが持つ「繋ぐ」機能、「育てる」機能、「見つける」機能を活用して、今まで地域活動への参加に消極的だった人々への関わりを行い、地域力の向上に向けた取り組みを行います。

2. 場の提供

地域に行く場所があることは、高齢者のみならず、子育て世代や障がい者、そして現在は社会との繋がりが持てていない人にとって重要です。多目的ホール等の地域ケアプラザの機能を使って各種自主事業を行い、集う場の提供を行っていきます。

3. 担い手育成

ケアプラザや地域の中で活躍するボランティアや地域福祉活動の担い手を育成します。

担い手不足は様々なところで叫ばれています。ゼロから育成していくというスタンスではなく、多くの情報が集まり多くの人が利用される施設であることのメリットを活かし、利用者個人へのサービス提供にとどまらず、地域住民同士を繋いで行く役割、新たな分野や活動に踏み出してい

けるような支援を意識して地域の方と接していきます。

4. 総合相談と情報の提供

総合相談においては地域包括ケアシステムの中心の一翼・地域のワンストップ窓口として、専門分野外であっても一旦必ず受け止め整理し、関係機関に繋ぐ役割を果たしていきます。

5. 必要なサービス調整

日頃から地域資源の把握や各支援機関、サービス事業者の情報収集を行い、必要時に調整できるように努めます。

介護者の入院等、急を要するケースは、必要に応じてケアプラザでサービス調整を行いケアマネジャー選定の支援や選定後のフォローを行います。

6. 各種自主事業の企画・運営

地域のニーズに応じた多様な研修や講座をケアプラザや地域の会場で実施します。また総合相談でも表出することが多いひきこもりや8050問題、ヤングケアラーの問題、ダブルケアなど、複数の制度にまたがった課題への対応においては、制度間や機関同士のつなぎ役となり、制度の狭間で苦しむ人々にもケアが届くように自主事業や講座を企画し周知していきます。

7. 介護保険事業

多様な人が利用され、様々な相談や情報が入ってくるケアプラザという意識を持ちながら居宅介護支援事業の運営に努め、地域で安心して住み続けられるようなサービス提供を行っていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取り組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1. 担当地域の特色・魅力・課題

・地域の歴史と現在の状況

すすき野地域ケアプラザが担当する地域は、すすき野地区と中里地区という二つの地区から構成されています。すすき野地区は、1973年に区画整理事業によって誕生した新興住宅地で、戸建ての住宅地に加えてその面積の多くをすすき野団地が占めています。すすき野団地は1974年から1982年にかけて段階的に2,000世帯を越える分譲が行われ、地区全体として一気に人口が流入してできた町と言えます。近隣には豊かな里山が点在し、ちょっとした森林浴やウォーキングを楽しめます。中里地区は、鶴見川が形成した肥沃な土地を利用し、古くから農業が行われ、現在も稲作や梨の栽培などが盛んに行われています。元々は明治22年の町村制実施の際に都筑郡内の13ヶ村が合併して中里村として誕生し、更には昭和14年、横浜市第6次市域大拡張の際に村名は消え、鉄町、黒須田町など13町に各々独立した経緯があります。

2024年3月末時点で、すすき野地区における人口は、12,589人で、高齢者人口は4,754人（高齢化率37.76%）、65歳以上の要介護認定者数は847名（認定率17.82%）

となっており、世帯で見えていくと、全世帯数が5,753世帯で、高齢者のみの世帯は、1,186世帯（19.67%）、高齢単身世帯は1,203世帯（19.95%）となっています。

中里地区では、人口が5,694人で、高齢者人口は1,170人（高齢化率20.55%）、65歳以上の要介護認定者数は250名（認定率20.2%）となっており、世帯で見えていくと、全世帯数が2,265世帯で、高齢者のみの世帯は、260世帯（10.98%）、高齢単身世帯は295世帯（12.42%）となっています。

青葉区全体の高齢化率は23.21%となっており、高齢者のみの世帯が11.69%、高齢単身世帯は13.55%なので、すすき野地区においては区の平均よりも高齢化が進行していることがわかります。その一方で区全体の認定率18.67%であるのに対し、17.82%と区内でも3番目に低いことがこの地区の特徴です。一方、中里地区は青葉区全体よりは高齢化の進行が穏やかであるといえます。

人口割合グラフ



要支援・要介護 認定率



横浜市統計情報ポータルサイト 令和6年（2024年）3月31日時点のデータより作成

2. すすき野地区の課題と可能性

高度経済成長期後期に開発され、急激な人口増加の中ですすき野地区の人々は、自分達の町づくり、ふるさとづくりに熱心に取り組み、四季折々の行事や福祉活動を活発に行っていました。毎年7月に二日間かけて開催される「ふるさと祭り盆踊り大会」は今年で51回目を数え、1万5千人が参加する賑わいで、地域住民が自分達の手で地域福祉を考える「福祉討論会」は42回目を数えており、その時々地域における福祉課題を取り上げ、率直な意見交換が行われてきました。

開発当初はファミリー層が中心であった町も、団塊ジュニア世代が巣立つ頃から高齢化と世帯規模の縮小が目立つようになりました。地域包括支援センターが関わるケースにも、この単身高齢者を取り巻く様々な課題が寄せられ、私たちが取り組む中心的な課題となってきました。令和6年2月に行われたすすき野地区の「福祉討論会」では認知症サポーター養成講座が開催され、高齢化に伴い避けられない認知症の課題に対して、地域住民も高い関心を寄せています。

3. 中里地区の課題と可能性

中里地区は長い年月の中で培われた人と人との繋がりが色濃く残る地域で、子どもから大人までが楽しめる盆踊り大会や夏祭り、どんど焼きなどの行事を大切に守ってきました。親子で参加できる行事が多いのも特徴で、子育てを町ぐるみで行おうという風土を感じることができます。近年は町内会等の地縁組織や行事の中心メンバーの高齢化と、新たな担い手づくりの不在という課題に直面しています。

しかし、地域の方々は、以上のような社会の構造的な変化をしっかりと受け止め、ファミリーウォーキング大会を新たに開催するなど若い世代の親子を地域行事への参加を促進したり、スマホ教室の開催や自治会町内会の運営にICTを活用するなど、新しい時代の地域づくりにも果敢に挑んでいます。

4. 地域課題の把握方法について

- ・青葉区、横浜市から提供される地区概況シートや区社協が作成する地域支援計画情報を活用し、経年変化や他エリア比較することでエリアの特色や課題をあぶりだし、分析したデータの見える化を行い、地域や関係機関と共有します。
- ・日毎の相談支援の業務から、地域の課題を具体的に抽出します。
- ・自治会町内会、民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、地域サロン活動や行事など、地域団体の会合に積極的に出向き参加し、地域の魅力や強み、抱えている課題などの情報を共有・理解します。
- ・ケアプラザ内・外で活動する様々な世代や活動団体との交流や情報収集を行い、地域資源としての強みや、様々な立場から見た地域の課題を把握します。
- ・ケアプラザの各職種が把握している地域資源を、地域資源マップで可視化することで情報共有や活動のきっかけのツールとして活用します。

5. 地域の課題解決や魅力増進のための関係団体との連携方法について

・認知症への取り組みに対して

高齢化が進んでいる中里・すすき野地域では、認知症に関する相談が本人、家族、地域住民、金融機関等の関係機関から着実に増えてきています。私たちは「認知症になっても安心して暮らせるまち」という考え方を柱にして、認知症サポーター養成講座や認知症講演会、チームオレンジ等、数々の取り組みを進めて参ります。

・地域住民が認知症を自分事としてとらえて支え合うことができるように、認知症サポーター養成講座の開催支援や、認知症に関する勉強会を積み重ねること、また認知症キャラバン・メイトの方々の育成と支援をしっかりと行うことで実現を図ります。

・医療とケアをしっかりと受けられるために、認知症初期支援チームや地域の医療機関、そして介護事業所のネットワーク化を推進し、早期の認知症の診断、地域の医療機関による診療、適切なケアを受けられることを目指します。

・認知症になっても自分らしく暮らせている未来のために、ボランティアが買い物に付きそうスローショッピングを地域住民、企業、区役所等と協力し本格実施します。また認知症当事者や家族が地域の一員として、安心して過ごせる認知症カフェ等の居場所作りもおこなっていきます。

・諸課題への取り組みに対して

・ケアプラザをベースとして考えるのではなく、サテライト活動等地域の様々な形での場（集える場）を後方支援し活性化させ、歩いていける場所に集う場所がある状況が出来るよう引き続き地域の方々と協力しながら支援を進めていきます。

・集会所や自治会館に立ち上がっているサロンの継続的支援と共に自治会館等の公共の場所だけでなく、企業、商店、民家など地域の様々な場所も活用して新たなサロンの立ち上げを支援していきます。またそこでは地域包括支援センターの職員がアウトリーチとして訪れ、各種相談会を実施してケアプラザ以外の身近な場所で様々な相談にも対応していきます。サロン運営ではボランティアや元気な高齢者の方が参加することにより、地域を担う次世代が育っていくことも目標にします。

・サロン運営や防災訓練など各町内会単位の活動がコロナ禍が明け、ふたたび盛んに行われつつありますので、各町内会の取り組みや課題を共有する機会を作り、魅力的な活動運営が継続できるように支援します。

・医療と介護の連携強化を推進し、地域にある様々な専門機関・専門職がつながり効果的な支援体制構築を目指します。

・高齢者自ら介護予防や健康づくりに努める機会を提供し、健康寿命の延伸だけでなく地域の担い手となって活躍できる社会環境を整備していきます。

・それぞれの地域の力をベースに考えつつ、高齢化社会への見守り体制の充実と共に、次世代の人材発掘を目的とした多世代交流の機会や事業の開催をケアプラザとして進めて参ります。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

地域包括ケアシステムの深化と地域共生社会の実現に向けて地域ケアプラザと区役所、区社会福

祉協議会の3者連携による地域支援の重要性は今後ますます高まるものと考えられます。その上で地域に一番近いところに存在する地域ケアプラザとして、その絶妙なポジションを活かしてより地域に密着した支援に取り組んで参ります。

1. 地域との連携

・自治会・町内会・地区社会福祉協議会が開催する会議体や様々な行事に参加したり、共に作り上げる過程を通じて地域のニーズや人々の思いをより深く理解することに努めます。その上で地域にとって不可欠な福祉・保健に関する取り組みを時には提案したり、時には議論をしつつ地域福祉の発展に貢献します。

・既存の地縁組織とは異なった形で福祉・保健に関連する活動を行う団体や個人も増えてきました。こうした団体等とも協働することで、より彩りのある地域福祉の実現を目指します。

2. 行政・区社会福祉協議会との連携

・区役所とは毎月開かれる包括カンファにおいて、地域の支援困難事例について、ご本人にとって適切な支援が行われるように検討を行うと共に、必要に応じて高齢分野だけではなく、障害担当や子ども担当、生活困窮担当などとも連携を行い、重層的なケアが行われるように努力します。

・区社会福祉協議会とは、一人親世帯への食料や文具の配布と、その物品を地域の皆様に呼びかけて寄付を募るなどのフードドライブ事業を共同で行って参ります。また、制度では対応できない様々な生活課題を抱える人や世帯への支援を共同で行います。

3. 関係団体との連携

・保育園や認定こども園、親と子のつどいの広場、学校、北部療育センター等の行事に積極的に職員が参加することで顔の見える関係を構築し、高齢分野への支援を得意とする地域ケアプラザが、子どもの課題と高齢者の課題が重複して現れるヤングケアラーやダブルケアの課題解決への糸口を探っていきます。

・地域には小学校、中学校、特別支援学校、大学などの様々な教育機関が存在します。これらの児童、生徒、学生への福祉教育を進めると共に、地域の様々な行事や活動への参加に向けての媒介をケアプラザが担っていきます。

4. 他の地域ケアプラザとの連携

・地域包括支援センターの担当エリアは地区ごとに決められていますが、地域の方々は地域の線引きにとらわれず、活発に活動をされています。ケアプラザの境界が地域活動の障害とならないように近接する地域ケアプラザとは、連携を密にし、チームオレンジなどの取り組みを共同で行います。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

社会福祉法人若竹大寿会は、平成元年から始まった活動の積み重ねのなかで、自ら大切なものとして定義づけてきた「法人の使命」「職員の誓い」「法人のあるべき姿」の三つのキーワードを、法人と職員の行動の方向付けとしています。

そして介護業務や相談業務にあたる職員はもちろん、例えば調理や運転業務など様々な業務にあ

たる職員も含めた全職員に対し、この三つのキーワードの意味と、そのキーワードにたどり着いた法人活動の歩み、そしてこれから全職員で力を合わせて果たしていくべき仕事の役割について、繰り返し教育し浸透させています。

以下、三つのキーワードについて説明します。

1. 法人の使命（理念）

法人の使命
(法人の理念)
**若竹大寿会は
職員一丸となって人を幸せにします
人が大切にされる世の中を創ります**

これは通常、「理念」という言葉で表現される法人の活動目的の定義です。しかし「理念」という言葉は若い職員になじみが薄く、額に掲げて日常的には忘れ去られる恐れがあるため、当法人では「使命＝果たすべき役割」と表現し、「法人の使命＝職員の果たすべき役割」として徹底を図っています。

具体的な職員教育のなかで、我々の仕事の目的は人を幸せにすることであることを教え、その上で「介護」や「相談」などの専門性を活かし、目の前の方に寄り添うことができるよう指導しています。また、福祉職として「人を幸せにすること」に際して、一人だけの専門性でなく、それぞれの専門家や機関が連携を行うことで、一人ではできない支援を生み出すことの大切さも教えています。さらに、日々の地道な活動の結果、「人が大切にされる地域を創ることに貢献する」ことを、法人の究極の活動目的として追い求めています。

2. 職員の誓い

若竹大寿会職員の誓い
**私達の目指すもの、それは
自分自身が親にしてあげたいお世話
自分自身の子どもにひらきたい未来
自分自身が利用したいサービス**

当法人は平成元年より活動を開始していますが、当時、介護は家族が行うことが当然で福祉の世話になるのは一部の限られた人々であり、逆に福祉の世話になることは恥ずかしいことだと見なされていました。その結果、福祉サービスの従事者ですら、行っているサービス自体が自分には関係のないもの、与えてあげるもの、文句を言わず受けるべきものとする人々が見受けられ、サービスの質はなかなか向上しませんでした。

その時代に当法人では、「自分自身が、当事者として求めるものをこの世の中に創り出していこう」と職員に呼びかけ、職員の誓いとして「私たちの目指すもの、それは自分自身が親にしてあげたいお世話、自分自身が入りたいホーム」という標語を、日本の中でもいち早く掲げました。その

後提供サービスが施設だけでなく在宅に広がることにより、「ホーム」の言葉が「サービス」へ、さらに障がい児・者支援に広がることにより、「自分自身の子どものひらきたい未来」が加えられていました。

その結果、例えば自分自身の身になれば決して望まないであろう身体拘束の法人内全サービスでの廃止を長年実現していますが、これだけの規模で継続的に身体拘束の全廃を実現できていることは全国でもあまり例のないことです。

当法人の職員は、採用時にこの言葉の意味を教育されます。その後に、この誓いの言葉を記載された書面に、ひとり一人署名し、直接理事長に手渡して、誓うことで、正式な職員として採用されます。

3. 法人のあるべき姿

若竹大寿会のあるべき姿

地域の信頼を得て

地域を支え、地域に支えられる法人

かつて高齢者介護は、特別養護老人ホームに入所することでしか受けられない時代がありました。その時代に当法人は特別養護老人ホーム若竹苑の一施設だけで、全神奈川区と鶴見区の一部を支えていました。そして、限られた施設のなかだけでは人々を救いきれないことに気がつき、市内の社会福祉法人として最も早く地域に目を向け、上記の言葉を法人のあるべき姿として掲げ、在宅支援の活動に出て行きました。訪問介護や訪問給食、訪問入浴と、社会福祉法人に活動の機会が広げられるたびに、サービスと活動範囲を広げ、その結果、市内の社会福祉法人のなかで、最も多くの介護保険サービスを提供できる法人、7カ所の地域ケアプラザを運営する法人、通常の訪問介護サービスに加え定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの指定を受けている法人、職員総数 1,500名の市内最大規模の社会福祉法人として、地域を支える活動を広範囲に展開しています。



4. 法人の実績

・業務改善活動の取り組み

少子高齢化や介護人材難での人材確保が難しくなる状況を考慮したうえで、介護現場での生産性向上に向けての取り組みとして昨年度に引き続き、法人内の入所施設を対象に最少人数での現場運営の為に業務改善を実施しました。今年度は最少人数での現場運営と職員の負担軽減を両立させ、生まれた余力を職員のやりがいにつながる活動への展開、専門性の向上のための研修参加、有休等の取得に充てる事を目指し、実現しています。

・介護ロボット（福祉機器）の積極的な導入

法人全体では、2023年度末現在69種、1,936台の介護ロボット（福祉機器）を導入・活用しています。

現場職員による評価 おすすめ福祉機器



1 離床アシストロボット リショーン

使用頻度	毎日
操作性	4.1 ★★★★★
準備にかかる時間	3.9 ★★★★★
使用にかかる時間	3.9 ★★★★★
ご利用者の負担	4.4 ★★★★★
職員の負担	4.7 ★★★★★
他施設へのお勧め度	4.6 ★★★★★



●職員の移乗介助の負担は抜群に軽減され、利用者様も抱えられる事がなくなり負担も少ないかと思います。

●操作に慣れるまでは、分離、合体の時間が気になるが二人介助での負担を考えるととても使いやすい。

●移乗介助の負担、内出血のリスクが激減。操作も難しくない。

2 スライディングボード 付き車椅子 ラクーン

使用頻度	毎日
操作性	4.0 ★★★★★
準備にかかる時間	4.4 ★★★★★
使用にかかる時間	4.4 ★★★★★
ご利用者の負担	4.4 ★★★★★
職員の負担	4.0 ★★★★★
他施設へのお勧め度	4.2 ★★★★★

●機能としてはとても優れているが、ベッドの高さを合わせるなど慣れるまでは少し使い方が難しいと思った。

●座面にクッション等を敷くと移乗しにくくなるが、抱えなくていい分負担は少ない。

●ご自身で移乗する場合には大変有効ですが、高低差をつけて職員が一部介助の対応をした場合にはご利用者様のタイプにより検討が必要と思う。



3 移乗サポートロボット Hug (ハグ)

使用頻度	毎日
操作性	4.0 ★★★★★
準備にかかる時間	3.8 ★★★★★
使用にかかる時間	3.8 ★★★★★
ご利用者の負担	3.6 ★★★★★
職員の負担	4.0 ★★★★★
他施設へのお勧め度	4.0 ★★★★★

●二人介助が一部介助になるため非常に楽。操作自体も簡単。ご利用者様によっては痛がる事もあるので、全員に使用できるわけではなく見極めが必要。

●立位が不安定な方のトイレ内の陰洗時などに使用している。

●移乗の見た目が悪くフロアでの移乗には抵抗がある。移動は電動アシストがありスムーズ。



copyright 株式会社福祉法人 若竹会 All rights reserved.



最少人数での現場運営を安定して継続して行くために、次年度も引き続き業務改善と職員の負担軽減の両立に向けての取り組みを行っていきます。その一つとしてサポートスタッフの配置基準を定め、基準に沿った配置を進めることで職員の孤立感解消を目指します。福祉機器の導入に関しては、2023年度同様、見守り等の業務や身体的な業務負担の軽減を図ることができる機器の選定、トライアル、導入により職員の負担軽減を図って参ります。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1. 予算の執行状況

・令和5年度の決算ですが、前期に比べて大きく増収となりました。要因としてはコロナ禍からの利用者数の回復や、令和5年度に開所の介護老人福祉施設わかたけ都筑の経営安定などが挙げられます。ただし近年の光熱水費や人件費の増加に伴いサービス活動増減差額は減少しています。

【2023年度(令和5年度)決算の概況 前期比】

(単位:千円)

項目	2023 (R5)	2022 (R4)	増減
サービス活動収益計	8,905,620	8,212,207	693,413
サービス活動費用計	8,728,446	7,975,463	752,983
サービス活動増減差額	177,174	236,744	△ 59,570
当期活動増減差額	166,959	250,131	△ 83,172

・2023年度(令和5年度)予算の執行状況は、決算総収入額89億1,890万円、当初予算総収入は90億4,685万円で、収入は予算に対して1億2,795万円のマイナスでした。これは主に新規事業

2 か所（120 床特別養護老人ホーム、在宅クリニック）の立ち上げの稼働状況の予算とのずれによる影響です。また、決算収益は 1 億 6,696 万円の黒字でしたが、光熱水費や物価高騰の影響によるコスト増の影響もあり予算に対して 2 億 692 万円のマイナス着地となりました。

・ 2024 年度（令和 6 年度）予算の執行状況は、上半期実績で収入は 101.6%と好調ですが、支出も人件費 102.3%、事業費事務費 105.5%と増加傾向にあり、収益は予算を下回っていますが、法人全体として黒字着地で安定した経営状態が保てています。

2. 法人税等の滞納の有無

・ 当法人は社会福祉法人のため、一部収益事業以外は非課税です。法人税・消費税等の滞納はありません。

3. 財政状況の健全性等

・ 令和 5 年度は、コロナ対策においても赤字に陥ることなく安定したサービス提供を継続するために、低下した利用率やサービスの復活を優先目標に掲げ、活動を行ってきました。

その活動により、令和 5 年度実績として、通所事業所全 10 事業所中（通所介護 7 事業所、通所リハビリ 3 事業所）の 7 事業所で、昨年度と比べ利用者増となり、法人全体で 2,627 名の延利用者増となりました。

4. 安定した経営ができる基盤等

限られた予算のなかで多くの方々を支える充実した活動を行う、それが少子高齢化の日本の、そして横浜の福祉活動にとって極めて重要な課題になっています。知恵を出して様々な工夫を行う、これも地域ケアプラザのような公的な活動を担う団体には、最も求められることであると考えます。そのためには、職員の隅々までコスト意識、厳しい経営環境に負けない前向きな姿勢、そして適切な予算執行管理が必要であると考えます。当法人の財務状況および経営管理については、行政当局からも指導監査などで、市内でも優れているという評価をいただいておりますが、そこに至るために下記のような積み上げを行ってきました。

・ 企業会計に基づき、会計事務所の協力による執行管理を実施

当法人は、会計処理における過誤や不正などの防止のため、介護保険が始まる以前より会計事務所を入れて基本的な経理処理は全面的に外部委託としています。また特殊な社会福祉法人の会計を企業会計のルールで表現する手法を開発し、通常は 1 年が終わらないと収支が分からないことが多い社会福祉法人の中で、月次で執行状況を把握し、対予算・対前期と比較しながら問題点を把握し、素早く対応をとる体制を全国でも最も早く構築しています。

・ コスト意識を持った職員の育成

上記で把握した月次の数字は、それぞれの項目が具体的に分かる表にされ、毎月各事業所毎に所長と現場のリーダー達が参画し、会計事務所も参加する事業所ごとの施設経営会議で公開され検討されます。そして、さらに問題を追求するために必要なデータがあれば、それについて会計事務所に詳細分析を求め、問題点が改善されます。

・ 法人としてのコスト把握、財務管理

次の段階では法人内地域ケアプラザの所長会議でそれぞれの数字や活動状況が報告され、共通の問題点や対策案の共有が行われます。また、理事長が参画して毎月行われる法人全体の経営会

議で報告され、法人全体の財務状況借入金などの状況も含めて共有されます。会議では理事長から、横浜の団体や全国社会福祉施設経営者協議会介護保険部会の最新の情報・制度動向などが説明され、それらが経営方針に反映されます。

・制度改定など、困難な経営環境に負けない職員意識の育成

三年に一度の介護保険改定時にはその前年度に、今後の法人を担う次世代リーダーを集めて、改定対応のプロジェクトチームが生まれ一年間の活動が行われます。このプロジェクトでは国や横浜市の制度改定の方向やその理由が、理事長をはじめとする幹部職員から詳しく説明され、改定内容の理解が行われます。その上で、逐一入ってくる審議会などの情報が分析され改定の方向が予測され、またそれに対する対策案が検討されます。その結果は、法人全体の経営会議にも報告され、必要な場合はそれに対応するための、人事異動や人材採用の戦略が練られます。その結果、他の法人の多くが、改定が公表されてから初めて対応策を考え、結果として対応に半年から一年の遅れをとるのに対し、当法人では改定直後から適切な対応をとることができます。またこの間に行われている状況の理解により、核となる職員達は厳しい制度改定に対しても被害的な意識ではなく、前向きに取り組む姿勢を持つことができます。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

1. 所長（予定者）の配置

・法人全体で市内 30 か所の福祉施設を運営し、高齢・障がい・地域福祉の様々なサービスを提供しています。地域ケアプラザも 7 か所運営を担っている実績を活かし、地域ケアプラザ業務を含む複数の福祉サービス管理経験がある職員を配置予定です。

2. 法人の専門職育成と採用の仕組み

・法人全体で多くの専門職を採用しています。また採用後も専門資格の取得支援を行っています。2023 年度においては 26 名の介護福祉士、3 名の社会福祉士が誕生しております。

・新卒採用時において、社会福祉士の受験資格を所持している職員はソーシャルワーカーコースという形態で採用し、将来在宅部門においては地域包括支援センター社会福祉士、施設部門においては施設相談員になる人材として、施設での介護のみならず採用初期より地域と関わる研修や現在ケアプラザで業務をしている職員との交流などを行い、ケアプラザへの異動がスムーズに行えるような育成を行っています。

3. 職員の適正な配置について

・指定管理部門のコーディネーター及び包括三職種については、ケアプラザ経験のある者を必ず配置し経験の無い職員の育成担当としての役割を持たせます。

・指定管理部門職員に欠員が生じないよう、法人全体で異動を行える体制を取り、急な欠員が出た場合においても 3 ヶ月以内には解消できるよう努めます。

・介護保険事業においては、地域ニーズに適合した仕事をするために人員配置基準はもちろんのこと、基準以上の必要な配置を積極的に行います。

・ケアプラザは地域の皆様と一緒にやる事業も多くあるため、協調性・親和性の高い人物の採用に努めます。

4. 勤務体制について

・ケアプラザの開館時間

月曜日から土曜日まで：午前9時から午後9時まで

日曜日、祝日：午前9時から午後5時まで

※月～土曜日の午後6時以降については、事前に利用予約のない日に閉館している場合あり

※年末年始及び施設点検日（最終日曜日）は休館日

・勤務体制

開館日、休館時間を考慮し、早番遅番のシフト時間と平日出勤や土日祝日出勤のローテーションによる職員勤務体制を維持し、円滑なサービス提供につなげています。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

ケアプラザ職員として公的な役割を理解すること、また担っているということの自覚を促す研修を行います。職員自身が職務に必要な知識・技術を習得し専門性を高められ、キャリアアップにもつながる人材育成、研修を行います。

1. 法人共通の採用時研修

・法人共通教本である「わかたけ Book（理念編・ルール編・資料編）」「人材育成カリキュラム」を全職員に配布し、その内容を網羅することで福祉職として求められる知識や法定上受講が義務付けられている必須研修と法人共通の規則、ルールを学びます。新規採用職員のみならず、既存職員も毎年、以下の30項目の必須研修を履修します。



(※) わかたけ Book

・法人共通の必須研修（30項目）

①法人理念・使命、②就業規則、③職員倫理規程及び法令順守、④各種保護規程（個人情報保護・プライバシー・著作権）、⑤虐待防止関連法を含む虐待防止、⑥身体拘束の廃止・継続の取り組み、⑦認知症及び認知症ケア、⑧接遇、⑨事故発生または再発防止（福祉機器含む）／リスクマネジメント、⑩感染症・食中毒の予防及び蔓延防止、⑪感染症発生時シミュレーション（BCP含む）／吐物処理・ゾーニング演習、⑫手洗い・ガウンテクニック、⑬各種ハラスメント規程及び防止、⑭業務改善、⑮ノーリフティングケア・福祉機器活用と腰痛予防、⑯ソーシャルメディア管理規定とSNS活用ルール、⑰自然災害に係る業務継続計画、⑱施設内防災訓練、⑲行方不明者対応、⑳職員諸手続（労務関係法含む）、㉑法人事業計画と施設事業計画、㉒給与制度と評価制度、㉓苦情対応、㉔介護道場（基礎介護技術）、㉕コミュニケーション技術の基礎、㉖メンタルヘルス、㉗医療に関する基礎知識（解剖生理、薬剤、心身の特徴、疾患等）、㉘ターミナルケアの基礎知識（医療的ケア含む）、㉙精神的ケア、㉚介護予防及び要介護度進行予防

2. 提案施設独自の研修

・ケアプラザ採用者については上記の共通研修に加えて、以下の5項目について学びます。

①施設の運営方針 ②地域との結びつき・役割・機能の理解 ③地域社会資源の確認
④ケアプラザの歴史 ⑤公正中立

・指定管理部門職員は職種の求められる役割・機能と配置条件により、採用時に同じ職種の先輩職員がいないということが発生しますが、各職種に「アドバイザー」という法人内役職についた職員がおり、その職員が在籍している法人内他ケアプラザに研修出向を行うなど職種のOJTが可能な体制を整えています。

3. 法人共通研修プログラムの開催・受講

・当法人は、法人専用の研修施設「わかたけ研修センター」での集合研修とオンライン研修を併用し、採用後の職員は階層やテーマにより法人共通研修を選択・受講します。

・法人共通研修は、新人～管理者までの階層別研修、テーマ別の専門研修、年度毎に定める重点課題研修（新型コロナウイルスやACP（人生会議）、ハラスメント研修など）、ワークライフバランス等、年間約40プログラムを実施しています。

・共通研修のうち全職員が受講する基本研修は、労務管理アプリケーション「わかたけHR」によりオンライン上で管理し、スタッフ自身と管理者がいつでも研修受講状況や今後の予定がわかる仕組みを構築しています。

法人独自で動画研修パッケージを作成し活用しています。他のテーマ別研修についてもできるだけ動画化し、年間を通して全職員が受講しやすい仕組みを構築しています。

4. その他の研修

・資格取得支援講座（介護福祉士、介護支援専門員）を法人内で開催し、令和5年度は26名が介護福祉士国家試験に合格、法人内合格率は96.7%とほぼ全員が合格、EPA介護福祉士候補生は受験者全員合格しています。

・令和元年度から法人として介護福祉士実務者研修機関「ケアカレッジ横浜」を運営、開設から令和6年度までに176名が修了しています。

・専門性向上、新たな取り組みの開発・検証のため外部研修や研究発表大会に積極的に参加しています。令和6年第1回よこはま高齢者福祉研究発表大会では法人内から7演題発表し、7演題全てが優秀賞として表彰されました。

・外部研修は本人の希望も考慮し、積極的に参加することで専門性の向上を促進しています。

・法人内に留まらず福祉に携わる人や一般の方に向けた受講費無料のオンラインセミナーを開催しています。セミナーのテーマは、新型コロナウイルス対策、疾患別のケアプランの立て方、ACP（アドバンス・ケア・プランニング＝人生会議）、認知症ケア、メンタルヘルスケアなど、専門領域の医師などが講義を担当し、令和3年3月のスタートから令和6年度12月迄に30テーマ、延べ2,955名の参加実績があります。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取り組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

1. 維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画の概要

- ・各部屋、厨房（ガス・水道等）・設備・避難誘導灯・破損箇所の有無・施錠などの点検は、担当責任者による開館前・閉館後の施設巡回とともに、月1回の専門業者による建物点検、および管理者の自主点検を行い、異常発見等については点検記録簿に記入することを徹底しています。
- ・自動ドアやエレベーター等の設備は、専門業者による定期的な点検、報告を受けています。
- ・専門業者による法定点検項目については、管理者が報告書を必ず確認し、修繕等の必要性に対し迅速に対応します。また委託業者の定期的な評価を実施します。

＜施設の維持管理・保守（法定点検）項目＞

- ・全館清掃とワックスがけ（月1回以上）
- ・消防用設備の点検（年2回）、自主点検（年2回）
- ・設備巡回点検（空調、衛生、電気：月1回）
- ・エレベーター点検
（3カ月に1回の直接点検と毎月の監視システム点検、フルメンテナンス契約）
- ・自動ドアの点検（3カ月に1回）
- ・配水管点検（年1回）
- ・建築設備点検（年1回）
- ・害虫駆除（年2回）
- ・グリストラップ清掃（年1回）

- ・築年数の経過を踏まえ、エレベーターや設備の改修工事を計画的に実施します。
- ・来館された方が快適にケアプラザをご利用いただけるよう毎日の館内清掃、整理整頓、トイレの清潔維持を図っています。貸館利用の方にも部屋やロッカーの使用後の清掃にご協力をお願いしています。

2. 感染対策・衛生対策等

法人感染対策委員会からの感染症対策マニュアルを基に、館内や利用備品等の清潔保持とスタッフの定期研修受講によるケアプラザ全体での意識向上、ご利用される方への感染リスク啓発などにより、感染症罹患リスクを低減します。

・インフルエンザ、コロナウイルス等感染症対策

手指消毒用アルコールの常設をはじめ、流行期でのマスクの着用・手洗いの励行、二酸化炭素濃度モニタリングでの換気の励行を行い、特に注意の必要なデイサービス利用者等の高リスクの方のいる環境に入られる前に非接触型体温計での体温測定等による健康状態の確認を行います。

・ノロウイルス対策

次亜塩素酸希釈液をはじめとしたノロウイルス対策キットを常備し、流行期での手洗いの励行を行います。またガウンテクニックや嘔吐物処理を適切に行えるよう研修を実施します。調理業者スタッフの健康状況について確認し、給食時の感染予防に努めます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

利用者の皆様が安心して施設をご利用いただけるよう、事故防止、急病対応、防犯、防災対策を含む万全の安全管理体制を整備しています。

1. 事件・事故防止への取り組み

<基本的姿勢>

- ・事故は複数の要因が重なることで発生するため、意識向上・同様の事故防止に向けた啓発に努めていきます。
- ・万が一、事件事故が発生した際には、法人が策定した事故対応マニュアルに基づき程度をレベル分けし、迅速かつ適切に対応します。特に、事故時には管理者指示のもと、ご家族へ状況を丁寧に説明し、ご理解を得たことを確認の上対応を進めていきます。
- ・事件事故発生時、速やかに該当部門から、横浜市介護事業指導課や区役所福祉保健課、居宅介護支援事業所、同時に法人本部に報告し内容を共有する連絡体制を整えます。

<職員教育>

- ・総論的学習とリスク種別に応じた各論的学習を目的とした職員研修を、法人独自の研修コンテンツを活用し年度ごとの研修計画に沿って定期的に行っていきます。また法人内外の福祉施設での事故ヒヤリケースを学び、予防対策を講じます。

【総論的学習】

- ・リスクマネジメント研修「事故発生または再発防止」（年1回・中途採用者採用時）
- ・倫理規程研修（年1回・中途採用者採用時）
- ・安全運転業務研修（年1回・中途採用者採用時）・運転業務チェック（年3回）

【各論的学習】（人権擁護や情報漏洩予防に向けた理解）

- ・ハラスメント研修（セクハラ、パワハラ、モラハラ等）（年1回）
- ・カスタマーハラスメント研修（法人のハラスメント対応マニュアルを使用）（年1回）
- ・ソーシャルメディア研修（インターネットを用いた情報発信リスク等）（年1回）

2. 急病時の対応

- ・ケアプラザでは、乳幼児から高齢者、障がい者まで幅広い利用者が来所される為、事故対応マニュアルに沿って急病の発生時に対応できる体制を整えていきます。
- ・館内にはAEDを設置し、所管消防署の協力を得て救命救急の研修を定期的（年3回）に実施することで、全職員の受講と急病時の対応力を高めていきます。また、該当地区内のAED設置店マップを置き、ケアプラザを利用する方がいつでも共有できるようにします。定期的な情報収集など行うことでアップデートにも努めます。
- ・ケアプラザで実施する事業毎に、利用される方の感染症等のリスクに配慮し、流行期の予防について感染対策マニュアルに沿った対応を講じていきます。
- ・万が一の事故や急変発生時には看護職を中心として、救急搬送や医療機関受診の必要性を協議し、ご家族や関係機関と連携して迅速に対応します。重大な事故が発生した際には、24時間以内に、市及び区への通報とケアプラザ内での事故検討会議を開催し、原因分析と再発防止策を講

じます。

3. 防犯への取り組み

・不特定な方が利用する公共施設では、地域の方が安心して利用するための防犯対策が特に重要です。警備システム及び来館時の潜在的な危険を未然に防ぐため、受付に通報システムを設置し迅速な通報に繋げ地域社会と連携した安全な施設運営を目指します。

4. サイバーセキュリティ対策

・サイバーセキュリティ上の情報漏洩対策として、PCの起動および一定時間でのスリープによるパスワード保護を行います。盗難対策として、デスクトップPCや、ネットワークハードディスクのチェーンロックとノートPCやタブレットPCは鍵付き収納庫に保管し、PCのローカルディスクには個人情報関連等の高セキュリティデータを保存せず、法人クラウドおよびネットワークハードディスクに保管しています。

・個人情報関連等の高セキュリティデータの紛失リスクおよびウイルス感染リスクを予防する為ウイルスチェックの整備を行った業務用USBメモリ以外のUSBメモリの使用を禁止し、業務用USBメモリへの個人情報関連等の高セキュリティデータの保管、ケアプラザからの持ち出しを行いません。

・ネットワークへのアクセスは法人共通のセキュリティソフト キヤノン「ESET」を使用し、ウイルス感染を予防します。

・ケアプラザ利用者のWi-Fi使用にはゲストID/PASSを設定し、ケアプラザ内のローカルネットワークとのセグメントを分け、個人情報関連等の高セキュリティデータへのアクセスや利用者機器からのウイルス感染リスクを予防します。

・コンピューターウイルスの特徴や、ウイルスメール受信時の受信元の確認方法、添付ファイルの解凍を簡単に行わない等、適宜スタッフに向けた研修を行います。

(3) 災害等に対する取り組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザが災害時に福祉避難所として機能するために、平時からの綿密な準備と、発災時の迅速かつ適切な対応が不可欠です。区防災計画を十全に理解し、運営マニュアルの管理や教育、訓練、環境整備を図るとともに、地域住民の皆様や区行政との連携を綿密に行います。

1. 日頃の備え

・震度5強以上の地震発生時の職員参集規定を定期的に確認し、応急備蓄物資の適正管理を徹底しています。

・発電機、AEDなどの物品の動作確認、車両機器のオイル交換等を定期的に行います。

2. 訓練と準備

・「福祉避難所開設・運営マニュアル」に基づき、福祉避難所の開設訓練を実施し、「福祉避難所情報共有システム」を活用した全市訓練にも参加しています。災害時には区役所との協定に基づ

き、要援護者のための二次避難所として福祉避難所を開設します。このため、避難・消火訓練や土砂災害を想定した訓練を年2回以上実施し、地域防災拠点での訓練にも積極的に参加しています。

3. マニュアルの整備と運用

- ・横浜市の標準マニュアルを基に独自の設置マニュアルを作成し、開設手順や責任者リスト、連絡先一覧を明示しています。このマニュアルは災害用携帯電話と共に保管され、内容を職員間で共有することでスムーズな運営準備を可能にしています。
- ・防災備蓄品は複数の職員が定期点検を行い、その情報を共有することで、緊急時に確実に活用できる体制を整えています。また、区の開設通知訓練や所内研修を通じ、防災本部との連携を強化し、適切な開設と運営を実現します。

イ 災害等に備えるための取り組みについて

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取り組みについて、具体的に記載してください。

法定訓練や地域協力の防災訓練、災害ボランティアネットワークへの参加を通じ、共助の精神で地域全体の防災力向上に努めます。災害発生時においても職員および利用者の安全を確保し、地域との連携による迅速かつ適切な対応を目指します。

1. 自然災害対策の基本的姿勢

- ・災害発生時に迅速かつ適切な対応ができるよう、災害対策マニュアルや緊急連絡網を整備しています。
- ・火災や地震のみならず、風水害への対応も可能な避難場所として機能し、地域住民との連携を強化しています。
- ・福祉避難所としての避難場所開設訓練を定期的に行い、災害に備えています。
- ・エリアの地域防災拠点と協力し、福祉避難場所や広域避難場所等の運営上の課題解決に向けた検討や訓練実施の支援を行います。
- ・災害や感染症にかかる事業継続計画（BCP）を整備し、定期的に計画の見直しをすると共に、地域住民と協働での訓練を行っています。
- ・建物被害時には速やかに安全対策を講じ、区や関係機関へ報告します。また、震災や風水害発生時には要請に応じて被災者支援を行います。
- ・2024年度は「能登半島地震」へ、県社協を通じて法人職員を派遣しました。老人ホームへの派遣だけでなく、福祉避難所や二次避難所への派遣もあり、施設職員だけでなく法人内ケアプラザの社会福祉士、保健師なども派遣することができ、知見を高めることが出来ました。

2. 訓練と地域連携

- ・福祉避難所の開設・運営に備え、定期訓練や地域住民向け講座を実施しています。さらに、地域防災訓練や広報活動に参加し、住民との連携を深めています。

3. 防災備蓄と事業継続

- ・備蓄品の適切な管理と防災訓練を徹底するとともに、BCP（事業継続計画）を整備しています。また、安否確認メールや徒歩圏内の職員参集体制を整え、迅速な対応を目指します。また

備品や必要なマニュアルは館内図やフローチャートにまとめ掲示しておくことで誰でもその場で確認・対応ができるようにしています。



4. 設備と安全対策

・設備管理

飛散防止フィルムの貼付や避難用ヘルメットの設置、家具の転倒防止策を施し、施設内の安全を確保しています。

・リスク管理

ケアプラザの敷地や近隣の動線にかかる浸水・洪水や土砂災害リスクのある個所を予め把握するなど、防災マップの活用を通じ、職員や来館者の防災意識向上に努めています。

5. 感染症の発生及びまん延に対する備え

・事業継続性の維持

新型コロナ禍の中で、事業継続を困難にする最大課題は、感染が発覚した場合即座にそのケアにあたった職員が集団で出勤停止になることでした。当法人は当該施設への通勤可能圏域に多数の職員が在籍しているため、集団感染が発生した場合において、法人内で即日応援を行うことでサービスの中止を最小限にすることが可能です。

・感染対策に向けた体制整備

感染対策について、横浜市立大学附属病院感染制御部長を顧問に迎え、医師である法人常務理事（法人医療統括責任者、横浜市大附属病院勤務）を委員長とし、法人看護部長（元横浜市立大学附属病院看護部長）、入所施設管理者代表2名、地域ケア施設代表1名、訪問サービス管理者（看護師、元保健所勤務）、法人管理栄養士代表、理事長、副本部長で構成される、法人感染対策委員会で一元化し、最新の科学的根拠に基づき感染対策を実施しています。この委員会は毎回必ず顧問である感染制御部長が参加し最新の情報に基づき、感染まん延期には毎週、準まん延期には隔週、平時には随時開催され、この委員会で法人共通の対策とマニュアル作成、研修が行われます。

・発生時対応

集団感染が発生した場合は各施設の「対応マニュアル」を基に、当日中に施設内の感染対策を行います。感染対策の妥当性は、法人本部の感染対策委員会によって検証され、横浜市立大学附属病院感染制御部とも共有されています。

・迅速な情報共有

集団感染が発生した場合は、メーリングリストや法人内 SNS で全施設に共有され、周辺施設の管理者、主任、法人本部メンバーを含めた迅速かつ適切な情報共有がなされます。

平時よりマニュアルにて業務の優先順位を規定しています。必要に応じ優先順位に沿って業務の縮小を行います。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取り組みについて記載してください。

公の施設である地域ケアプラザは公共性の高い事業を行う施設であることを意識し、職員一同が常に地域住民や利用者の視点に沿った対応を心掛け、部屋貸しや介護保険サービス事業を行う際は常に公正中立で偏りが生じない情報提供を行います。

1. 部屋貸しの公平性

- ・各団体の種別（Ⅰ団体・Ⅱ団体等）をしっかりと管理し、希望日時が重なった場合の抽選を利用者の前で行う仕組みを取り入れ、疑義の生じない貸館業務を行います。
- ・ケアプラザのロッカーの貸し出しについても年1回の見直しを行い、利用団体に偏りのないようにしていきます。

2. 介護保険サービス事業者への公平性

- ・利用者の希望に沿った事業者選定を心掛けます。
- ・希望事業者が無い場合等においては、ハートページや事業所リストから利用者が選べるよう支援し、特定事業所への誘導を行いません。
- ・会議等で介護保険サービス事業者とは顔の見える関係作りに努め、公平性に疑義の生じないよう努めます。
- ・居宅介護支援事業においては、特定事業所集中減算を生じさせないよう最大限の注意を払って運営いたします。
- ・年1回、地域包括支援センターにおける公正中立性の確保に関するアンケート調査を実施し、横浜市に報告するとともに、課題があった場合は改善していきます。
- ・利用者の要望やニーズを踏まえた事業所の選定ができるよう、地域のサービス事業者の連絡会を定期的に行います。

3. コンプライアンスの推進

- ・職員は、関連する法律・諸規定を厳守し、常に良識を持った行動をとることを心掛けます。
- ・法令順守にとどまらず、地域住民の期待に応えられるよう行動することを目指します。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

地域住民、利用者のニーズ・要望・苦情に関しては、職員で検討・改善していきます。また、お褒めいただいたご意見に関しては、さらに発展させるよう研鑽して参ります。

1. 利用者のご意見・ご要望及び苦情等の受付方法について

- ・日常業務からの把握

日ごろの業務を通じた相談窓口や来館者、地域の方々との接点や会話からご意見などを把握します。

- ・利用者アンケートの実施

定期的に指定管理者、各自主事業、デイサービスなどの各サービス利用者に対してアンケート調査を実施し、ご意見ご要望を把握します。

- ・ご意見箱の設置

館内にご意見箱を設置し、直接は伝えにくい意見など、どなたからでもご意見を受け付けられるようにします。

- ・第三者委員会の設置

公正中立な立場から調整を行う第三者委員会を設置し、定期的に第三者委員の方から見たご意見も伺い、利用者側の代弁者としての意見を把握します。

2. ご意見からの改善について

・いただいたご意見等はケアプラザ内で検討し、必要な改善につなげます。また、内容により法人内他地域ケアプラザや法人本部と共有し、法人全体の仕組み改善につなげます。

3. 苦情への対応

- ・担当職員の配置

「苦情受付担当者」を配置し、「苦情解決責任者」である所長及び全職員が受けた苦情等の内容を把握できるよう、法人の定める苦情対応マニュアルに則った対応を行います。

- ・早急な解決に向けた取り組み

職員会議等を通じて周知を行い、苦情等の対応は全職員が出来るように内部、外部研修を通じて人材育成を行っていきます。

- ・行政等への申立への援助

利用者が納得せず、市、区又は国民健康保険団体連合会などへ苦情申立を希望された場合は、誠心誠意その手続きに協力いたします。

- ・市・区への報告

必要に応じて、市や区に要望や苦情についての報告を行います。重要な事柄のものに関しては発生の都度報告いたします。

- ・結果の公表

対応の結果については、広報紙、館内掲示やホームページなどで公表を行います。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取り組み、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取り組みについて、具体的に記載してください。

公な施設である地域ケアプラザとして、個人情報保護規程に則り十分な注意を払って個人情報保護に取り組んでいきます。

個人情報漏洩防止の為に、定期的な研修で法令順守も含め意識の向上に努めていきます。

1. 個人情報の保護

法人として「情報保護規程」「情報公開規程」を制定し、個人情報の保護に取り組んでいます。具体的な取り組みとして「個人情報保護マニュアル」を整備し、下記については法人全体として重点的に取り組んでおります。

- ・職員採用時に個人情報取り扱いについての誓約書を取得
- ・職員採用時と年1回以上の個人情報保護の研修実施
- ・個人情報の記載されたファイル等の鍵付き収納庫保管

- ・パソコンはパスワード保護し、ノートPCは鍵付き収納庫に保管
- ・パソコン本体にはデータを保存せず、外部サーバーに保管することにより、万が一の盗難等事故の場合もデータ流出の可能性を排除。私的なUSBメモリの使用禁止
- ・保守管理等の委託業者間との情報保護に関する誓約書の取得
- ・FAX送信時、郵送時2名での確認体制の徹底
- ・利用者宅訪問時など個人情報を持ち出す場合は事前申請と帰所時確認を徹底

全職員に研修を通して個人情報の利用、取得並びに適正、安全な管理等、周知徹底を図り、定期的に各職員がチェックリストを用いて個人情報漏洩防止のためのチェックを行い、常に全職員が意識するよう努力していきます。特に個人情報の管理については職員一人一人の自覚と責任が大切であり、日々の声かけと研修を充実させていきます。また、実習生、研修生、ボランティアにも守秘義務に関する誓約書を提出してもらいます。

2. 情報公開の取り組み

- ・横浜市の情報公開規程、法人の情報公開規程に基づき、地域ケアプラザにおいて情報の開示請求があった場合は規程に則り、個人情報保護に最大限に配慮しつつ、積極的に情報を公開していきます。
- ・施設内に「決算書」「運営規程」「各種規程」などを閲覧出来るように配置します。
- ・ケアプラザ広報誌を発行します。活動内容や講座・行事案内などを掲載し情報提供していきます。地域自治会や地域内の郵便局・学校等への広報誌配布、自主事業参加者やシニアクラブの方等に配布、関係機関、関係事業所等に配布をしていきます。
- ・施設のホームページやSNSにて最新情報が届くようにしていきます。現在公開中の法人が担当する7つのケアプラザでは、月に2回以上の情報更新を目指し、それぞれが毎月10,000件以上のページビューの実績があります。掲載する情報は、漏洩や人権侵害、著作権の侵害等に当たらないかの上長確認を必ず行った上で掲載することを徹底しています。
- ・ケアプラザ外部、敷地内の道路側に掲示板を設置し最新情報を提供していきます。
- ・施設見学も随時受け入れを行い、開かれた施設を目指します。

3. 人権尊重の取り組み

- ・福祉施設については、利用者に対する職員の人権感覚豊かな対応が特に要求されます。職員への人権研修を充実させるとともに、サービス利用者に対する人権擁護の徹底を図ります。高齢者・障がい者・児童虐待が疑われるケースを発見した場合は、人権尊重の観点を最優先し、区や関係機関と連携しながら、迅速に対応を行います。
- ・市の人権施策基本指針に基づき、同和、外国人、女性、障がい者、高齢者、こども、職業等への差別に対して、採用時、または日々の研修を通して全職員に啓発を行っています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取り組み

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1. 地球温暖化対策実行計画への取り組み

- ・エネルギー効率の向上
家電や照明を見直し、エコ家電の導入や照明のLED化に取り組みます。
- ・交通の転換
通所介護送迎車両のエコカー化について検討します。
- ・廃棄物管理
古紙、缶・びん・ペットボトルなど分別ボックスを利用し、分別排出をこころがけ積極的にリサ

イクルしていきます。

- ・住民の意識向上

地球温暖化対策に対する講座の開催などを自主事業に盛り込みます。

2. ヨコハマプラ 5. 3 (ごみ) 計画への取り組み

- ・プラスチックごみの削減

バイオマスプラスチック製品の導入など、購買時点で環境にやさしい素材を使用するようにし、またペットボトルキャップ収集ボランティア活動へ参加し、ケアプラザ内だけでなく地域からもプラスチックを集める取り組みを行います。

- ・3R (リデュース：削減、リユース：再使用、リサイクル：再資源) の推進

購買に関しては無駄な包装がある製品購入を避けると共に、再利用可能な製品を選択するように努めます。法人を挙げて ICT 化によるデジタル化を推進し、可能な限り紙の使用を減らしていきます。

3R を徹底する意識を職員研修の場で取り上げると共に、地域向けの講座などを通じて地域住民への啓発を行っていきます。

2. 市内中小企業優先発注

横浜市内中小企業振興基本条例に基づき、市内事業者への発注の取り組みを行います。

3. 男女共同参画推進

- ・スタッフへの教育

入社時研修において、DV 防止、ハラスメント防止、困難を抱えた女性への支援など男女共同参画の重要性について学びます。

- ・個別相談体制

ワークライフバランスについて法人内でセミナーなどを開催し、法人内のキャリアアドバイザー (専任者を法人で雇用しています) による個別相談を行っています。

- ・女性管理職の登用促進

研修プログラムを用意し、将来的には所長、施設長などの管理職の 50% を女性登用する目標を立てています。

- ・出産、育児や介護の支援

働きたい、働き続けたい職員が男女の別なく、出産・育児や介護などの理由でキャリアを諦めることなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えています。令和 5 年度の法人全体での実績件数は、産休育休取得率は男女とも 100% となっています (男性 5 件、女性 14 件)。現状は取得に至っておりませんが、「くるみん認定」にも取り組んで参ります。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1. 施設の稼働率向上のための対策

- ・地域住民への自主事業活動等に関する情報提供

広報誌、ウェブサイト、SNS など、様々な媒体を活用し、地域ケアプラザの存在や、利用できるサービス、直近での事業活動内容を積極的に発信します。ポスターやチラシを配布し、回覧や掲示板等、目につく場所に掲示することで、認知度を高めます。

- ・ **地域団体の協力による利用促進**

地域のお祭りやイベント、防災訓練、への積極的な支援に参加し、地域の様々な立場の方たちとの関係性づくりに努めています。

- ・ **多様な方が利用しやすい工夫**

活動内容のターゲットとなる層に応じて、イラストの活用、わかりやすい表現、多言語対応などを検討、工夫しながら情報提供を行います。

- ・ **魅力的なサービス提供**

高齢者向けの健康体操やレクリエーション、子育て支援、介護相談など、地域住民のニーズに合わせたプログラムを企画・実施します。地域の特性や季節に合わせたイベントを開催し、参加意欲を高めます。青葉区は特に消費者被害の発生件数が多い区であるため、被害の未然防止につながる講座の開催に力を入れて参ります。

- ・ **利便性向上に向けた工夫**

情報発信の際には、ケアプラザへのアクセスがわかり易いよう、簡単な地図や最寄りの公共交通機関等を明示しアクセスの利便性を向上させます。

広く活動参加していただけるよう、出張講座や地域の会館等の場をサテライト拠点とした活動の推進を行います。

よこはまウォーキングポイントのリーダーの設置、地元の商店会と連携したスタンプラリーにより、日頃から気軽にケアプラザに立ち寄ることができる取り組みをしています。

2. 効率的な施設貸出の方法

- ・ **貸館システムの整備**

登録団体が174団体あり、区分による予約応当日の10時から電話もしくは窓口にて予約を受け付けています。10時15分までを借り受付時間とし、重なった場合は複数の職員立ち合いにて抽選を行っています。

貸館利用案内を作成し、初めて利用する方にもわかりやすい工夫をしています。また地域の福祉保健活動の拠点として、貸館機能や方法についてホームページ等で発信しています。

- ・ **地域住民への貸館に関する情報提供**

地域ケアプラザでの貸館の希望があった場合は内容を丁寧に聞き、施設利用につながるよう案内し、夜間も含め部屋の空きをご案内しています。

- ・ **貸館環境の整備**

貸館利用者にもご協力いただきながら、定期的な点検・清掃を行い、常に清潔で快適な状態を保ちます。設備の故障や不具合を早期に発見し、迅速に対応します。

備品の貸出・返却の管理を徹底し、紛失や破損を防ぎます。必要に応じて備品を補充・更新します。

- ・ **貸館利用者とのコミュニケーション**

利用後アンケートを収集し、頂いた意見を元に貸館業務の継続的改善に努めます。

定期的に利用者との意見交換会を開催し、施設の利用に関する意見を聞き、改善に繋がります。

- ・緊急時の対応方法の整備

緊急事態が発生した場合に備え、対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底します。

3. 利用者のための有益な情報提供

- ・情報の多様化、わかりやすさ

広報誌、掲示板、回覧板、ホームページ等の SNS など多様な媒体を用いて情報提供を行います。

- ・ニーズに合わせた情報提供

高齢者、子育て世代、障がい者など、様々なターゲット層に対して、それぞれに合った情報を提供します。SDGs への取り組みとともに、幅広い世代の方に情報が届くようにしていきます。

- ・地域団体や他機関との連携

広報紙を毎月作成し、自治会町内会の掲示板、回覧板、地域の医療機関、教育機関（小中学校、幼稚園、保育園）等での配布を行っています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障がい者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障がい者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

地域ケアプラザには、地域包括支援センター・生活支援体制整備事業・地域活動交流事業・居宅介護支援事業の4つの機能があり、それぞれの機能や支援の対象者は異なりますが、互いに補完し合いながら相談を進めていきます。また、自ら助けを求めない・求める事が難しい方への支援も大切です。その場合、対象者がケアプラザへ来られた際のご様子やケアプラザに関わりのある地域住民からの声をキャッチし、状況に応じて適切な部門・機関へ繋がります。

1. 幅広い分野の相談への対応についての考え方

- ・総合性

地域の身近な相談窓口として、高齢者、子ども、障がい児・者等、分野を問わず地域包括支援センターのみならず、地域ケアプラザ全体として相談を受け止め、必要な資源へと繋がります。時に相談という形をとらない潜在する相談への対応にも力を入れていきます。

- ・自己決定への支援

ご本人が自分らしい生活を地域で続けていけるために、必要となる社会資源の活用を自ら考え、決定していけるように支援をしてまいります。

- ・予防的アプローチ

事後対応のみではなく事前の早期発見、早期対応、予防的対応ができるように個人と地域社会へのアプローチや地域づくりにも取り組みます。

- ・権利擁護の視点

相談に当たっては、個人の尊厳が保持されているか、そのために必要となる地域社会の意識形成や社会環境の整備についての視点を保持しながら行います。

2. 他機関との連携方法

- ・ **高齢者の相談**

毎月開催する区役所との包括カンファの場はもちろん、区高齢・障害支援課との一体的な相談支援を行います。特に虐待やセルフネグレクトなどの介護保険法だけでは対応できないケースについては、老人福祉法の適用等が適切かつタイムリーに行われるように密な連携を行います。

- ・ **子どもの相談**

地域の主任児童委員との日頃からの協働、認定こども園や保育園の行事への参加、地域療育センターのソーシャルワーカーや地域の学校のスクールソーシャルワーカーとの連携を通じて、子どもの問題をキャッチするネットワークを構成していきます。また、ヤングケアラーの課題については、地域のケアマネジャーからの相談に対して、神奈川県ケアラー支援専門員（神奈川県社会福祉協議会）と連携して行います。

- ・ **障がい児・者の相談**

個別ケースに関しては、区高齢・障害支援課を通じて、障害担当のケースワーカーや子ども家庭支援との連携を行います。また区役所、基幹相談支援センター、後見的支援室ほっぷや生活支援センターとの合同事例検討会を定期的に開催します。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

第5期地域福祉保健計画や介護保険制度改正に関する情報など制度や今後の取組方針などの情報把握に努め、行政・関係機関との連携を推進し幅広い分野の相談に対応できるように、ケアプラザ職員全体で情報共有します。ケアプラザ部門毎の会議や全体会議を定期的に行い、総合相談内容によってはケース会議等で情報を共有し、誰でも対応できる支援体制を整えていきます。また、公的機関及び介護サービス事業者などの専門機関と連携することにより、地域の福祉保健活動がより活発かつスムーズに行われるように、下記の方法で情報把握と連携に努めます。

ケアプラザ内連携では、地域交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターは包括支援センター3職種の専門職と共に各種相談に対応していきます。また、公的な機関及び介護サービス事業者などの私的な機関と連携することにより、地域の福祉保健活動がより活発かつスムーズに行われるように、下記の方法で情報把握と連携に努めます。

1. 各部門の連携

- ・ **毎日の部門間情報共有**

包括部門が受けた相談は、毎朝行うミーティングで情報を共有し、滞りなく支援を行えるようにします。

- ・ **週ごとの情報共有**

週に1回管理者と常勤・非常勤を合わせた居宅介護支援部門職員、主任ケアマネジャーとで会議を行い、個別相談ケースや行政・地域包括との情報共有を行います。

- ・ **6職種会議**

月に1回管理者と包括3職種・2人のコーディネーターとで会議を行い、お互いの日常業務や自主事業の予定、地域情報などの共有を密に行います。

- ・全体会議

月に1回管理者と常勤・非常勤を合わせた職員会議を行い、ケアプラザ全体業務についての情報共有を行います。

2. 関係機関の情報把握と連携

- ・定期的な情報交換の場

区における会議体（ケアプラザ所長会、地域交流研究会、生活支援体制整備、地域包括支援センター連絡会）等を通じた情報収集と連携を行います。

- ・困難ケースへの対応

難しいケースへの対応や在宅支援については、地域の医療機関、医師会等の団体との連携体制を図っていきます。

- ・医療介護連携

区内にある他地域包括支援センターと連携し、医療機関や福祉施設等の情報をまとめ、ケアマネジャー等に対し公表し、支援を行います。

- ・障がい分野での連携

基幹相談支援センター（地域活動ホーム）や生活支援センター、区、区社協とネットワーク会議を定期的に開催し、障がい関係の課題に対してチームで関われる支援体制づくりを行います。

- ・勉強会の開催

地域の医療機関や介護保険事業所（居宅介護支援事業所、サービス事業所等）との定期的な情報交換会、勉強会を開催していきます。

- ・その他の機関との連携

福祉保健関係機関のみならず、地域を支える警察や消防、学校との連携についても支えあいネットワークや地域自治会との活動の中で、顔の見える関係を構築していきます。

また、近隣のコミュニティハウスとケアプラザで福祉保健に関する事業を毎月交代で開催し、福祉保健の課題を共有し、課題解決の取組を一体的に進めていきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

制度を超えたサービスのシームレスな提供体制の構築を推進するため、医療・介護・福祉など多様な専門職の協働体制のみならず、地域住民を含めた地域社会との連携と協働を確立していきたいと考えております。当事者や地域住民が主体となって地域課題に取り組んでいけるために、ケアプラザとして各自治会町内会単位や各種組織の話し合いに積極的に参加していき、共に地域課題を考えていく仲間という環境を創出していきます。

1. 地域主体の活動への参加

- ・顔の見える関係の構築

地域で定期的な会合を開催している自治会町内会、民生児童委員、老人クラブなどの場に職員が積極的に参加し、顔の見える関係といざという場合に相談に応じることのできる体制を組ん

でいきます。

2. 積極的な情報発信

・各種媒体の活用

広報誌の定期的な発行・ホームページの定期的な更新と、広報よこはまやタウンニュースも活用し、ケアプラザのPRや情報を広域に発信していきます。

・出張講座の開催

地域の自治会館や地区センター、コミュニティハウス等に積極的に向かい出張講座等を開催していきます。

・SNSの活用

SNS等を利用したケアプラザ情報の発信や地域のイベント情報などの発信を通じて、福祉保健に関わる方以外の住民へのアプローチを行います。

・動画配信の実施

自主事業を会場とYouTube配信のハイブリッド開催や、アーカイブ配信を積極的に行い、ケアプラザに行かなくても自宅でも学べる、情報に残されない環境作りに貢献していきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取り組みを記載してください。

1. 区の運営方針の共有と理解

・定期的な情報共有

区役所との間で定期的な会議や情報交換会を開催し、区の施策や課題について共有します。区のウェブサイトや広報誌などを参考に、区の施策や統計データ等を把握します。

・区の担当者との連携

区の担当者と密接に連携し、地域ケアプラザの事業内容や進捗状況について情報交換を行います。

2. 区の事業との連携

・共同事業の企画実施

区が実施している事業（子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉など）との連携を図り、共同で事業を企画・実施します。

・地域住民への情報提供

区の事業情報を地域住民に積極的に提供し、利用を促します。

・地域イベントへの参加

区が主催する地域イベントに積極的に参加し、地域住民との交流を深めます。

3. 地域課題の共有と解決

・地域課題の洗い出し

定例会や地域ケア会議の場を活用して区と連携し、地域の課題を洗い出し、解決に向けて共同で取り組んでいます。

・地域住民のニーズの反映

地域住民の意見を聞き、地域課題の解決に繋がるような事業を企画・実施します。

4. 資源の共有

・地域ケアプラザの場の活用や区の施設を借りて、地域住民向けのイベントや事業を実施します。

5. 危機管理における連携

・災害時の連携

災害発生時には、区と連携して避難所運営や物資の提供など、必要な支援を行います。

・緊急時の対応

緊急事態が発生した場合、区と連携して迅速に対応します。

6. 具体的な取り組み例

子ども：区の子ども家庭支援課と連携し、子育てに関する相談や情報提供を行います。

高齢者：区の高齢者福祉課と連携し、高齢者向けの健康教室やレク活動を実施します。

障がい児・者：区の障がい支援担当と連携し、障がい者向けの就労支援や相談事業を実施します。

地域防災：区の総務課と連携し、防災訓練や防災マップの作成等、地域防災の推進に貢献します。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

地域福祉保健計画とは、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関（行政・区社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が地域の課題解決に協働して取り組み、「頼み、頼まれる」身近な支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として、策定・推進する計画です。青葉区では、「青葉かがやく生き生きプラン」として、平成17年に策定した第1期計画から、現在進行中の第4期計画まで、オール青葉区で取り組んできました。そして、現在は令和8年度からの第5期計画の策定期間となっています。



「青葉かがやく生き生きプラン」は更に連合町内会ごとに15の地区の地区別計画が作成されています。すすき野地域ケアプラザは、このうち「中里地区」と「すすき野地区」の地区別計画を地域の皆様と一緒に話し合いながら策定と推進の支援を行います。

【中里地区 地域福祉保健計画】

●みんなで支えあい、ふるさととして愛されるまち“中里”

目標1：みんなが助け合い、協力できるコミュニティをつくろう！

目標2：地域力を高める人材を育てよう！

目標3：地域全体で見守りの輪を広げ、高齢者が生き生きしているまち！

目標4：地域で子育てをし、安心して子どもを育てられるまち！

【すすき野地区 地域福祉保健計画】

●「住んでみたい」「住み続けたい」と思えるまち

～地域コミュニティに多世代が参加、和やかに安心して暮らせる～

目標1：地域コミュニティづくりの促進

目標2：生活環境の充実

目標3：人材を活用した地域づくりの促進

1. 地域づくり・まちづくりの身近なパートナーこそが地域ケアプラザの役割

・多様な団体との協働

地域づくり・まちづくりの身近なパートナーとして多様な団体（地域住民・区行政・関係機関・一般企業等）と協働するため、地域活動に積極的に参加し関係づくりを進めます。

・自治会町内会等との協働

第5期地域福祉保健計画の策定、推進の基盤となる自治会町内会・地区社協・地区民児協等の日頃からの綿密な連携を図ります。

2. 地区支援チームとの連携

・地区サポートチームへの参画

区行政・区社協・地域ケアプラザ3者による地区サポートチームの一員として、地域情報（会議やイベント）や地域課題の共有を行います。

3. 地域福祉保健計画の推進に関連する事業への協力

・中里地区の事業

スマホ教室やお正月飾りづくりなどの開催に協力していきます。

・すすき野地区の事業

福祉討論会やすすき野ふれあいショッピングの開催に協力していきます。

4. 日常業務における連携

・地区別計画に基づく支援の展開

二つの地区の地区別計画策定、推進を地域の方々で行う中で得られる「繋がり」や「情報」を個別の支援にも活かし、高齢者・子ども・障がい者支援はもとより地域の誰もが孤立することなく参加できる事業を実施します。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障がい者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取り組みについて、具体的に記載してください。

横浜市独自の施策である地域活動交流事業による自主事業は、地域ケアプラザにとって核心的な業務となります。国の制度にとらわれない自由な発想で時の福祉・保健に関する諸課題の解決へ向けての取り組みを全世代対象で行って参ります。ここでは、基本的な価値や理念をお示しし、現在は存在しない新しい社会資源やネットワークづくりの視点での取り組みを記載します。

1. 高齢者分野の取り組み

・人生100年時代においては、ゆるやかなつながりと健康づくりの取り組みを広めていくことが大切です。誰もが支えられながらも支え手となりながら、自分らしく生きて行く事を応援することを基本理念といたします。

・地域の高齢者が積極的にボランティア活動を行えるよう、参加を促進する取り組みを行います。地域の高齢者のさらなる高齢化により、家の庭の手入れが課題になっています。そこで、市民農園や園芸などの経験を活かして、地域の高齢者の庭の手入れのサポートを行うグリーンボランティアを募集し自主化を目指します。私たちは、庭がきれいになることで前向きになれたり自尊心が芽生える効果があることを実感しており、活動する人と受けての双方にメリットが得られます。

2. 子ども分野の取り組み

・子どもが地域活動に参加することは、地域への愛着を育み、大人たちから大切にされる体験は子どもの自尊心や心理的安全性を高めると考えられます。そこで、地域全体で子育てをすることへの支援を基本理念といたします。

・子どもたちが自分たちの意見や要望を地域の活動に反映させるための「子ども会議（仮称）」を開催します。これにより、子どもたちが自分たちの意見が尊重されながら地域活動に参加することができます。結果として子どもたちが地域社旗に積極的に関わり、健康や福祉に対する意識が高まり、最終的に自主的な活動へと反転することが期待できます

3. 障がい分野の取り組み

・地域共生社会の実現を目指して、障がいを抱えた人が住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりを地域と共に目指すことを基本理念といたします。

・「こころのサポーター養成講座」、「ガイドボランティア登録研修」を実施し、心の病気がある方や視覚障害や知的（発達）な障がいを抱える人の理解者を地域の中で増やし、結果的に障がいがあっても住み続けられる街を目指します。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取り組みを記載してください。

青葉区地域福祉保健計画「青葉かがやく生き生きプラン」に基づき、地域の皆さまとともに、中里・すすき野地区をより魅力的な地域にすることを目指し、地域の需要に応える講座の開催や、

清潔で設備の整った施設の提供を通じて、地域活動を支援してまいります。

その一環としてサービスのデジタル化を推進し、どのような状況下でもケアプラザを積極的にご利用いただける環境を整備いたします。具体的には、以下の取り組みを実施してまいります。

1. 活動する場の提供について

・設備や環境の整備

空調などの基本的な設備に加え、プロジェクターや音響機器などの備品を整備し、さまざまな活動内容に対応した利用を支援しています。また、デジタルデータを端末で持参される方が増加すると予想されることから、利用者がスマートフォンや iPad、ノートパソコンなどのご自身の端末を気軽に利用できるよう、当館のデジタル関連機器との接続用ケーブル端子や無線接続端子などの整備をすすめてまいります。

・デジタル化の推進支援

e スポーツやオンライン会議など、デジタルを主体とした活動を支援するため、施設内に無料 Wi-Fi を設置しています。更には大量接続の際に起こる通信速度の低下を防ぐため、講座や会議など多くの利用者が同時にデータ通信を行う場面でも支障が出ないように、業務用ルーターやアクセスポイントの設置をすすめてまいります。

・更なる改善の推進

利用者の声を定期的にアンケートで収集し、地域の方々からの助言を取り入れることで、施設運営や設備改善に、常に新しい取り組みを検討してまいります。

2. 利用促進のための具体的な取組について

・広報活動の充実

「広報よこはま」や「タウンニュース」などの媒体を活用し、広範囲に情報を発信します。

・多様な情報発信手段の活用

ケアプラザ公式ウェブサイトや SNS、広報誌などの紙媒体を活用し、世代を問わずすべての方に情報が届くよう努めます。

・情報コーナーの設置

施設内に情報コーナーを設け、利用団体の紹介やチラシの掲示・配架を行います。これにより、誰でも気軽に利用団体の活動内容を知ることができ、活動への関心を高めるきっかけとなるよう工夫します。来館が難しい方にも情報を届けるため、チラシや利用団体情報のデジタル化、オンライン上での講座申込を進めます。

・デジタル端末の活用支援

館内情報コーナーで無料 Wi-Fi を提供し、利用者が気になった情報をその場で自身のデジタル端末を使って検索できる環境を整備してまいります。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域ケアプラザの施設内で行うボランティアとしては、自主事業の運営スタッフとして受付などの補助を行っていただく活動が考えられ、施設外での様々なニーズに応じたボランティアのマッチングやボランティアの育成が考えられます。

1. コーディネーターの体制整備

当法人では、現在7カ所の地域ケアプラザを運営しており、定期的に法人内地域活動交流コーディネーター連絡会を開催し情報交換やスキルアップを図っています。

2. ボランティアの登録について

・ボランティアの受付

ボランティア希望の方が来館されたら、その方の動機ややりたいことなどの希望を聞きとります。その際にはボランティアの手引きを活用して、活動に当たっての注意事項や具体的な活動内容についての案内を行います。

3. ボランティアの育成とコーディネート

・ボランティアニーズの把握

個人ボランティア希望者に様々な地域の活動にご参加頂けるよう地域の連合自治会や地区社会福祉協議会、ボランティア団体と「地域ボランティア人材バンク」として共有できるよう調整をして参ります。

・活動につながる講座の開催

ケアプラザで実施する様々な事業の内、地域のボランティアの方の力を特に必要とする事業（傾聴や居場所活動）において安心してご活躍頂けるよう様々な講座を計画して参ります。（認知症サポーター養成講座や傾聴、車椅子の操作講座）。

・貸し館登録団体へのアプローチ

貸し館登録団体に様々な保健福祉活動への協力をご案内します。地域の子育て支援事業や居場所での活動や住民向けのイベント開催への支援を行って参ります。

・農福連携の推進

使われていない農地を活用した福祉農園づくりなど、不登校の子どもや引きこもりの方々が地域社会で居場所を見つけ、活躍のきっかけを見つけられるような場づくりを推進します。地域に保健福祉に関するニーズにお応えしていくには、ケアプラザ単体で注力していくだけでは限界があると共に、主体がケアプラザになるおそれがあります。そんな中、柔軟にきめ細かく対応できるボランティアとの協働がとても重要だと考えます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1. 団体や人材等の情報収集について

・地域からの情報収集

地域福祉や保健活動に関わる中里・すすき野地区の団体（自治会、民児協、地区社協、ケアプラザ登録団体）の会合や地域の催しに参加することにより、地域の皆さまの特性把握につとめてまいります。また、地域の会合に参加することにより、直接いただける人材情報等は非常に

有効と捉え地域の皆さまとの連携を今後も深めてまいります。

2. 情報提供について

・各種媒体での広報

毎月発行のケアプラザ広報誌を公式ウェブサイトやSNSで発信するとともに、地域の協力を得て回覧板や地域掲示板への掲示や、地域の施設各種・医療機関等での掲示や配架をお願いしてまいります。また、貸し館利用の団体情報を情報ラウンジに掲示し、各団体のチラシなど併せて配架してまいります。

・口コミによる情報提供

地域ケアプラザの窓口には日々様々な方々が来館され、職員と世間話をされています。その世間話の中には支援を必要とするニーズが紛れていたり、反対にその方の特技や趣味が紛れていたりします。地域ケアプラザ職員はこれらの情報を所内で情報交換を行い、蓄積をして温めながら、機を見てその方々のマッチングを行います。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

傾斜地にある住宅地やエレベーターがない団地、近所にスーパーがない、バスの本数が少ない、靴や洋服等日用品の販売店がないなど地域特有の問題がありますが、生活支援コーディネーターは、住み慣れた地域でいつまでもいきいきと暮らしていけるような地域(地域包括ケアシステム)づくりをコーディネートしていきます。

1. ニーズ把握

・個別ケースからの把握

包括支援センターの相談ケースを共有し高齢者の個別ニーズを把握します。包括支援センター職員と訪問し、買い物や庭木の剪定など介護保険のはざまの困りごとの聞き取りを行います。

・地域に出向いての把握

また地域のイベントや会合に出向いて、地域の高齢者やご家族の声に直接耳を傾け、地域特性に沿ったニーズや課題を的確に把握していきます。

・職種間連携

地域包括支援センターや、居宅介護支援専門員、区社会福祉協議会職員、区役所等と定期的なカンファレンスや地域ケア会議、情報交換会などを通じ、常日頃から情報交換・意見交換することで地域特有の高齢者のニーズを把握していきます。

2. 分析方法

・課題の見える化

市が行っている高齢者実態調査などの既存のデータや人口統計数値などを活用し、地区別コーホート図等を作成して地域の特徴や課題を見える化します。担当エリア内であっても地区によってそれぞれ異なる特徴を把握していきます。さらに独自のアンケートやヒアリング等を行うこ

とで担当地域の特徴を整理し、ニーズを明確化していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取り組みを記載してください。

1. 社会資源の把握・分析

・生活支援コーディネーターは、地域の社会資源を把握するために社会資源リストや社会資源マップの作成を行っています。その際には地図やグラフを色分けしたり重ねて可視化することでそれぞれの地域ごとの特徴を出していくことも有効です。



（地理情報システム（GIS）を用いた地区別の特徴を表したマップの例）

こうした分析を行うことで、皆が何となく感じていた不便や不満、課題を「見える」化し、よりはっきりとした地域課題へと明確化していきます。

2. 地域活動の担い手発掘

・ケアプラザを利用している団体やボランティアの情報を地域交流コーディネーターとも共有し、情報交換を行っています。また、地域の資源や関係者を相関図等で表し、全体像を整理したり、核となる人にどのようなアプローチが可能かを検討することも重要となってきます。

・最近では企業や社会福祉法人の地域貢献事業が求められてきています。企業が持つ人的・金銭的資源はたいへん貴重な社会資源です。社会貢献をしたくてもノウハウがない、何をしたいかわからないという企業や法人と相談を重ねていき、地域を支援するチームに入ってもらい働きかけていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取り組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取り組み（協議体）について、具体的に記載してください。

1. 地域情報の共有

・地域の情報や課題をケアプラザ内で共有し、整理したものを地域と共有していきます。ケアプラザ内外で行われるさまざまな会議（運営協議会、地域ケア会議、地区社会福祉協議会定例会、地域福祉保健計画に関する会議など）で相互の認識をすり合わせ、課題を明確化していき

ます。

2. 協議体の設置

- ・地域支援の方向性が定まったらそれを具体化していくために必要な多職種連携ができるネットワークづくりを行っていきます。
- ・既存の定例の会議体や地域ケア会議、地域福祉保健計画に関する会議等を活用したり、新たな会議体を立ち上げます。現在協議体開催にあたって、地域のキーパーソンと事前の打ち合わせ等を行っています。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取り組み

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

地域の高齢者の生活上のニーズに対するマッチング支援として、大きく2つのことがあげられます。

1. ICT 活用支援

- ・デジタル弱者と言われる高齢者が、QRコード申込、キャッシュレス決済、タクシーの呼び出しができず社会から取り残されているという声から、デジタル応援団という高齢者にスマートフォン操作を教えるボランティアグループを立ち上がっています。今後、スマートフォン操作ができる高齢者が増えるように、デジタル応援団の後方支援をおこなっていきます。

2. 買い物支援

- ・高齢に伴い、団地の階段やスーパーまでの距離にハードルがある、また認知症のために一人で買い物をすることが難しくなったというニーズを多く把握しています。外出が難しい方には買い物客が交流もできる移動販売のコーディネートとボランティアと買い物客と一緒に買い物をするスローショッピングの取組を区役所、企業、地域住民と協力して進めて参ります。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. 地域性による課題

エリア内に団地があり、独居高齢者が多く暮らしています。団地全体的が高齢化しており、その中には高齢化率50%を超える街区もあります。地域の方々の健康意識が高く、自立や介護保険の認定があっても要支援相当のADLを維持されている方が多い印象ですが、中には自身で健康面での不調を感じない故にかかりつけ医がおらず、急激に状態が悪化してから把握するケースがあります。

また、周囲との関わりを好まない方は助けを求めず病院へ搬送される等大きな出来事で把握したり、気づかないうちに認知症を発症・進行した段階で初めて周囲が異変に気付く事があります。認知症がある家族への対応・障害があるお子さんやひきこもり状態のお子さんの将来など世帯で生活している場合にも困りごとを抱え込んでしまう事が多く、早い段階での相談に結び付きにく

いことが課題としてあげられます。

2. 総合相談への展開

・アウトリーチによる相談

早い段階でのニーズの把握を行うために、地域の活動に積極的に出向き、地域包括支援センターが総合相談窓口であることを周知するとともに地域のイベントやサロンでの出張相談を行います。

・多機関連携

日頃から民生委員・地区社協・自治会町内会・区役所・区社協・地域の関係機関等と積極的に連携を取り関係性の強化をはかり、地域の情報共有に努めます。

・地域ケア会議との接続

把握した課題から地域ケア会議や協議体を開催し、地域課題の解決に向けた継続的な取り組みをコーディネートしていきます。

・多職種連携による支援

地域住民・医療機関・施設・居宅ケアマネジャーからの相談には、包括支援センターの3職種を中心とした専門性を活かし対応します。インフォーマルな社会資源とのマッチングが必要な場合には、地域活動交流部門や生活支援コーディネーターも関わっていきます。

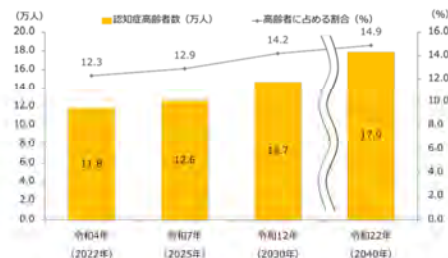
イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

2025年には700万人（高齢者の5人に1人）に達すると試算され、誰にとっても身近な問題となった認知症に対し、2024年「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。身近な地域の福祉・保健の拠点としての地域ケアプラザとして横浜市認知症施策推進計画の推進に努めます。

【横浜市認知症施策推進計画とは…】

より多くの人が認知症を我が事と捉え、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けられる社会を目指す。



【出典】「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」(令和5年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分) 九州大学 二宮教授)を使用した推計
※令和2年度国勢調査を基準とした将来人口推計(横浜市)を基に算出。

【チームオレンジとは…】

認知症の人が自分らしく過ごせる地域づくりを進める取り組みです。認知症の人及び家族の困りごとや希望に沿って、認知症の人や家族、地域の住民、地域の関係機関などがチームを組んで、さまざまな取り組みを進めています。



※チームオレンジにおける横浜市が目指す姿

1. 認知症の正しい理解の促進

・地域資源へのアプローチ

地域のキャラバン・メイトと共に、ニーズや状況に合わせた認知症サポーター養成講座を企画し、認知症への理解を促進します。講座開催に当たっては、商店、郵便局、配達業など様々なエッセンシャルワーカーの方々を対象にします。

・担い手育成・発掘

認知症サポーターのフォローアップやキャラバン・メイトの育成を視野に医師や歯科医師、看護師、薬剤師、栄養士など専門職を講師に招いて勉強会を定期的に行うことでステップアップして学べる仕組みの構築とより深い認知症の知識の習得と理解を推進します。

・広報活動・幅広い世代へのアプローチ

子育て世代など認知症に関わりの少ない層を含め、全世代が認知症を我が事として捉えられるよう、認知症啓発グッズやSNS等を活用し様々な媒体を活用した啓発を行います。

・若年性認知症に対する支援

高齢期に発症する一般的な認知症と異なり、比較的若い年齢で発症するため、仕事や子育てなど、人生の様々な局面に影響を及ぼし、記憶障害だけでなく、性格の変化、意欲の低下など、様々な症状が現れ、就労、家族関係、経済的な問題など、様々な社会的課題を抱える可能性があることを踏まえ、スタッフの若年性認知症に対する理解の促進と、当事者の早期発見・早期介入のための地域への啓発を行います。

2. 認知症の人と家族が安心して過ごせる地域づくり

・参加の促進

認知症になっても近所のスーパーでゆっくりと安心して買い物ができる取り組みとして、スローショッピングの取り組みを推進します。

・SOS ネットワークへの協力

区役所と連携し、認知症高齢者等 SOS ネットワークの普及、有効活用に努めます。

・当事者およびご家族支援

認知症の人同士（本人支援）やご家族同士（介護者支援）が自身の希望や介護の悩みを共感共有できる機会、またご家族支援を目的とした介護の相談や情報交換、勉強の機会として「介

護者のつどい」を開催します。

- ・「チームオレンジ」の推進

地域ケアプラザがコーディネート役を担う「チームオレンジ」を推進すると共に、近隣サービスや介護保険事業所、地元企業等と協働した事業の発展・展開を目指します。

3. 認知症の早期発見・対応

- ・普及啓発

認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害（MCI）に関する知識の普及・発信に努めます。

- ・相談窓口として

本人や家族が必要な時に適切な機関へ相談できるよう地域の会合や相談時、および自主事業の場などを活用し推進します。

- ・体制づくり

日頃の相談業務等で認知症が心配な高齢者等に対し、「もの忘れ検診」や「もの忘れ相談」の周知活動を進め、早期発見・早期対応の体制づくりに努めます。エリア内の認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームの運営推進会議に参加し、地域の情報共有、顔の見える関係づくりを継続します。

- ・「初期集中支援チーム」の活用

初期介入が困難な認知症の方への対応では、地域ケアプラザ協力医や区役所等と連携し「初期集中支援チーム」の活用などから、早期発見・対応に向けての取り組みを積極的に行います。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. 虐待対応

- ・地域住民への啓発

高齢者虐待のサインに気づくための知識を地域住民へ広く啓発します。

- ・通報窓口の設置

虐待の疑いがある場合、誰でも気軽に相談できる窓口として地域ケアプラザが通報を受け付けます。

- ・多職種連携体制整備

横浜市高齢者虐待防止事業指針及び対応マニュアルに基づき、区役所との支援方針検討や役割分担を行い、警察等も交えた各関係機関とチームを組み対応します。

- ・定期的な研修

職員に対して、高齢者虐待に関する知識や対応方法についての研修を定期的 to 実施します。

2. 成年後見制度利用促進

- ・担当者の知識、スキルの向上

社会福祉士を中心として、地域包括支援センタースタッフに成年後見制度に関する研修への

参加を行うとともに、エリアでの成年後見制度利用ケースを通じてケーススタディ型の OJT を行います。

・行政との連携

本人、親族による申立ができない場合は、区役所に繋がります。また定例会の場で、金銭管理や契約行為等に課題のあるケースの情報共有を行い、支援方針や協働型の支援について検討します。

・関連機関との連携

後見候補者の選定や申立支援において、必要に応じて弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等各専門職団体と連絡調整を行います。また成年後見サポートネットに参加し、ネットワーク構築、対応力の強化に取り組みます。ケース担当のケアマネジャーとも進捗状況の共有等を行い、本人の意思決定支援と医療介護サービスのスムーズな導入につながるよう支援します。

・利用促進につながる支援

金銭管理や契約行為等に課題があるケースには、成年後見制度や区社協のあんしんセンターの活用を促し、必要な支援を行います。また後見人決定後、個別ケースの内容に応じて後見人からの相談受付や支援を行います。

3. 消費者被害防止

SNS や配架物を活用し、必要な情報を地域へ発信します。

地域へ出向く際にも、直近の傾向等を周知し、注意喚起に取り組みます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者が多様な生活課題を抱えながらも自らの選択と持てる力を活用して、住み慣れた地域で安心してその人らしく暮らしていくためには、個々の課題に応じた社会資源を活用できるように、包括的かつ継続的な支援が不可欠です。私たちは区域での社会環境の課題と介護支援専門員を中心とする個々のケアマネジメントの課題の両方へのアプローチを行います。

1. 社会環境へのアプローチ

・入退院連携支援

施設や病院の入退所（院）に際してケアや本人の意思の一貫性が保たれない問題が指摘されています。地域での暮らしと施設（病院）での暮らしがその人らしさを基盤として継続的であるように施設・病院と介護支援専門員とのネットワークを構築します。また、医療局作成の「医療・ケアについてのもしも手帳」と「入院・退院サポートマップ」、「看取り期の在宅療養サポートマップ」の普及を図ります。



「医療・ケアについてのもしも手帳」



「入院・退院サポートマップ」

・重層的支援体制の構築

多様な生活課題を抱える高齢者への支援は、単一の制度の活用だけでは完結しません。行政だけでも高齢支援担当、障害支援担当、介護保険担当、生活支援課、子ども家庭支援課などの多課での支援が必要となりますが、現状の縦割りによる制度編成では支援が行き詰まることも少なくありません。地域ケアプラザが持つ総合的な相談機能を活用して、ケアプラザ圏域内の重層的支援体制を構築します。そのために、定期的に複数制度担当者による事例検討会を開催します。



※重層的支援体制整備事業とは、一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ方（家族）をサポートするための体制を作る事業で、社会福祉法第106条の4に規定されています。横浜市ではまだ事業化されていませんが、私たちは区域内でこの法の精神を基にした実践をしたいと考えています。

・区域の介護支援専門員への支援

青葉区ケアマネジャー連絡会との連携により、介護支援専門員向けの研修会や事例検討会を開催します。また、介護支援専門員が直面しているカスタマーハラスメントの問題、シャドーワーク問題（本来の業務外の業務を多く担わざるを得ない問題）にもケアマネジャー連絡会と共に取り組みます。

・資源開発

いざというときに医療やケアを安心して受けられるためには、家族の支援がどうしても必要

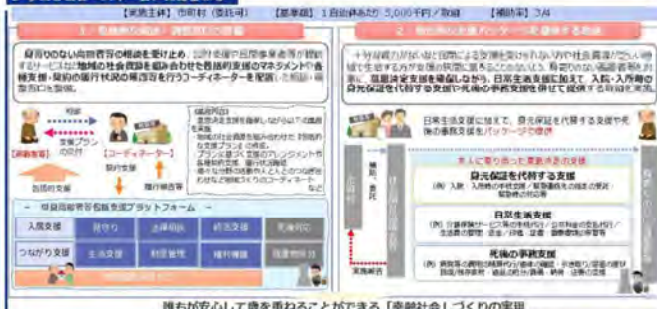
でした。しかし、「お金はあっても医療やケアの契約ができない」「入院したときに世話をする人がいない」「死後のお墓の手続きをする人がいない」など今まで家族が行ってきたケアを受けられない方が増えています。もう家族がいることが前提の制度は限界に来ているのです。私たちは、横浜市やNPOと協働してこうした方々が安心して生活の支援が受けられるような仕組み作りを進めるために「身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対するためのモデル事業（厚生労働省）」への協力を行います。

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

1. 事業の目的

○ 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に適切に対応し、安心して暮らせることができる社会をつくるため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口の整備を行うとともに、②主に十分な資力が不足しているなど、困難による支援を受けられない方を対象に包括的な支援パッケージを提供する取組を積極的に実施し、課題の解決を図る。

2. 事業の概要・スキーム、実施主体等



2. 個々の介護支援専門員への支援

・個のケースへの支援

支援困難事例を抱える介護支援専門員に対して、相談、同行訪問、スーパービジョンを提供し、より良い支援の模索と介護支援専門員の支援力向上をサポートします。

・虐待事例への支援

ケースを担当する介護支援専門員と役割分担をしながら、虐待ケースへの対応を行います。具体的には、介護支援専門員は本人への支援、地域包括支援センターは家族への支援を行うなどして、介護支援線専門員の負担を軽減しつつ、チームでの課題解決を図ります。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1. 地域ケア会議の機能

地域ケア会議は地域に住む、支援を必要とする人々が住み慣れた地域で安心して生活ができるようになるという地域包括ケアシステムのあるべき姿を実現するための、「地域課題の把握と社会資源の発掘」という2つの機能が求められています。



(厚生労働省 HP より)

- ・多職種連携の強化の場として

医療、介護、福祉の専門家だけでなく、地域住民、司法、警察、商店などの地域に住む多様な人々の参画を得て、顔の見える関係づくりと情報共有、それによる多様な人々の協力体制が得られるような取り組みを行います。

- ・地域課題の把握と解決

会議を通じて地域のニーズや課題を把握し、具体的な解決策を検討します。検討した内容は生活支援コーディネーターにより協議体の提案につなげ、地域住民の合意形成やバックアップ支援についても地域ケア会議等の場を活用する取り組みを行います。

- ・参加者同士の相互理解を深める

ケアプラザで情報やデータを整理し「地域ケア会議」に提出することにより、ケアプラザが持つ課題感と住民が持つ課題感を調整する取り組みも行います。また多様な参加者がいるので同じ課題でも多様な見方からの意見が発出される会議となるために、それらを上手く進行していくために、ファシリテーション技術について職員研修を行います。

- ・地域の未来を語る場

市内、区内にとどまらず全国の成功事例を参考に、効果的な支援方法や地域資源の活用を検討し、実際に足を運ぶなどの能動的な会議体にしたいと考えています。参加者が地域の未来を語れる場として機能させていきます。

2. 資源開発と政策形成

- ・資源開発

個別ケースの地域ケア会議、包括エリアの地域ケア会議を通じて地域課題を抽出し、住民活動や協議体などの資源開発につながるように、生活支援コーディネーターによる地域住民と課題を共有等のソーシャルワークを行います。

- ・政策形成

区レベル地域ケア会議等の場で、区や横浜市に対して分かりやすく地域課題を提示すると共に地域住民意識のアドボケートを行い、地域住民の身近なところから地域福祉の向上が期待される政策形成につながるような実践を行います。

2. 実際の工夫

- ・参加して楽しい地域ケア会議の開催

地域ケア会議の進行には、理解しやすい板書や、見える化された情報共有を行い、誰もが安心して発言が出来るような場づくりを行います。そして何が課題なのか、自分なら何が出来のかを、5職種の役割と専門性を生かして会議運営を行います。

- ・本人参加

地域ケア会議には、利用者本人の参加や地域住民の参加を進めていきます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1. 人材の確保・育成

- ・ 人員の確保

地域の団塊の世代の方々がここ数年で介護認定を受けていくことが予想される中で、まずは地域包括支援センターの3職種を確実に配置していくと共に、介護予防プランを専任で作成する予防プランナーの適切な配置に努めます。

- ・ 研修・教育体制

所内で定期的に事例検討とスーパービジョンの場を設けると共に、県や市が実施する地域包括支援センター職員研修に参加をします。

2. 居宅介護支援事業所の選定と関係構築

- ・ 業務委託先との連携の強化

介護予防支援が適切かつ効率的に実施できるよう、委託先の居宅介護支援事業所との関係構築を図ります。

- ・ 選定の基準

業務委託先の委託受注の空き状況や、運営母体の持つ資源との連携等を加味して委託候補を挙げます。公正中立を考慮して複数の候補を提案し、不利益が生じないようにします。

3. 具体的な支援内容

- ・ 予防プランの立案

要介護状態になることを防ぐため、専門的な知識と技術をもとに、適切な予防サービスを組み合わせてマネジメントを行い、いつまでも地域で役割を持って生活していただけるようご本人・ご家族様と相談しながら予防プランを立案して参ります。

- ・ アセスメントと納得のいく説明

プラン作成にあたっては、本人やご家族様に対するアセスメントを十分に行うことや、サービス提供前にプランの内容をしっかりとご説明し、納得いただいた上でサービスをご利用いただくよう心がけます。

- ・ 多様な資源の活用

介護保険サービスのみならず、地域ケアプラザで行われているようなサークル活動、ボランティア活動等を積極的にご紹介し参加を呼びかけ、地域の中でいきいきと自分らしい生活を送れるよう援助を行っていきます。

- ・ 地域との連携

地域の民生委員や保健活動推進員、老人クラブや福祉保健に関するサークル等とも連携して介護予防に関する知識の普及や理解を求める周知活動を行い、地域全体の介護予防に対する意識が高まるようにしていきます。そして、地域全体で高齢者を支える共生社会の実現を目指します。

- ・ 介護支援専門員への支援

効果的な介護予防支援計画が実施できるよう、委託先の居宅介護支援事業所の介護支援専門員への支援も行います。具体的には、介護予防と自立支援に資するケアマネジメントへの支援として、区役所や地域の医療機関と連携し「自立支援型地域ケア会議」を開催します。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、要介護状態になることを防ぎ、健康寿命を延ばすことを目標として介護予防事業を展開していきます。

ケアプラザはその中心的な存在として、健康教室をはじめ様々な普及啓発や活動の支援、実施を行っていきます。

1. 普及啓発

・自主事業の開催

高齢者が健康で自立した生活を長く続けられるように、様々な活動を通して身体機能や認知機能の低下を防ぐことを目的に自主事業の講座において、介護予防・認知症予防についての普及啓発を行います。

・啓発媒体の活用

介護予防に関するパンフレットの配布やDVD・ビデオの貸し出しを行います。

・地域との連携

自治会や老人クラブ、地域のイベント等に出向き、介護予防・認知症予防等に関する普及啓発を行います。

2. 事業の展開と活動支援

・出張講座の開催

コミュニティハウスや町内会館等で地域住民に向けた出張健康講座・相談会を開催します。介護予防に関する知識の啓発やケアプラザで行われる介護予防事業等の周知を行い、多くの方に介護予防に取り組んで頂けるように努めて参ります。

・既存の団体へのアプローチ

地域で活動している団体の方々に対して、健康づくりに関する情報提供、支援を行っていきます。

・元気づくりステーションの取り組み

自助グループや元気づくりステーションの活動支援や立ち上げのお手伝いを行います。しフレイル予防、生活習慣病予防（フレイル予備軍）、若年層への普及啓発も行います。



ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

いつまでも暮らし続けられる地域づくりの実現に向け、横浜型地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、日常生活圏域を軸とした医療や福祉の連携だけでなく、自治会町内会、地区社協、民児協、商店、郵便局、銀行、NPO、インフォーマルサービス等、多様な団体との協働の仕組みづくりを推進します。



1. 地域ケア会議の活用

・ 定期的開催

地域ケア会議を定期的に行い、エリア内の多職種が集まって、地域固有の課題解決のための検討やネットワークづくりに取り組みます。

(参加者例)

区役所、区社協、ケアマネジャー、医師、歯科医師、薬剤師、介護及び医療関係者、民生委員、地域のボランティア 等

・ 福祉関連機関以外の参画の推進

地域ケア会議のテーマに関わりのある各機関にも参加を募り、ネットワーク構築、地域包括ケアの推進に取り組みます。

(参加者例)

警察、消防、救急、地域のお店、宅配業者、警備システム業者、金融機関（郵便局を含む）等

2. 多職種が集まるネットワーク構築

多様な職種が地域包括ケアシステム上のどんな役割を担い、どんな課題があるかを把握すると共に顔の見える関係づくりを進めるために、多職種が集まる場面を活用しネットワーク構築に取り組んでいきます。

・ すずき野ネットワーク会議の構築

多職種や地域住民が支援の必要な高齢者の異変に気づき、早期に相談機関につなげられるようネットワーク構築に取り組みます。

(想定される参加者)

・医療機関、薬局、サービス事業所、区役所、区社協、ケアマネジャー、病院 MSW、民生委員、様々な土業、地域住民等

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

地域との「顔の見える関係」や「つながり」を大切にし、利用者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるようなケアプランを作成し支援を行うと共に、利用者家族が身体的・精神的負担を軽減できるよう努めます。また地域全体で介護予防が進められるように、地域で行われる活動への参加を意識した居宅サービス計画を作成します。

利用者第一、利用者最優先の方針のもとでの支援と、エリア内の居宅支援事業所、包括支援センター、地域との連携に努め、地域課題解決に向けて事業者として積極的に関わっていきます。

1. 居宅サービス計画の作成

・居宅サービス計画（ケアプラン）作成

利用者やご家族の意志を尊重し、心身の状況、置かれている環境等に応じて、自立した日常生活を営むことが出来ることを目標とし、適切なサービスが利用できるように、居宅サービス計画の（ケアプラン）の作成や、個々のサービス事業者との利用の調整を行います。

・訪問によるアセスメント

計画の作成にあたっては、原則として7日以内に利用者宅を訪問の上、アセスメント面接を行います。

・公正中立性

適正なサービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるように、常に利用者の立場に立ちます。提供されるサービスが特定の種類や特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立を旨とします。

2. 関係事業者との連携

ケアマネジメントの実践にあたっては、関係行政機関、地域の福祉保健医療サービス、ボランティア団体等との連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護要支援状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう十分配慮します。

3. 地域包括支援センターとの連携体制

・定期的な情報共有

地域ケアプラザ内にある地域包括支援センターと定期的にカンファレンスを実施し効果的に介護予防の取り組みが進められるように連携を密にします。

・共同研修の参加や実施支援

介護予防に関する知識やスキル向上のための共同研修に参加・協働実施します。

・状態変化時のケアプランの作成における連携

利用者の状態が変化し、介護予防のケアプランから要介護のケアプランへと移行する場合でも連携を密にし、利用者の状況に応じて切れ目のない、適切なサービスを提供します。

4. 居宅介護支援事業者としての公正中立性の確保

・利用者への説明

情報提供に当たっては、正確な情報を収集した上で、分かりやすく説明します。

- ・利用者による意思決定（あっせんの防止）

介護保険サービス事業者を紹介する際は、複数の事業者の情報を伝えて利用者が選択できるようにし、不利益が生じないようにします。

- ・スタッフの意識教育

地域ケアプラザにある居宅介護支援事業所の意義を理解し、より公正中立であることを職員が理解し実行できるよう教育及び採用を心掛けます。

5. 介護支援専門員としての質の確保

- ・コンプライアンスへの対応

部門会議にて事故報告やヒヤリハットを共有し、再発を防止します。コンプライアンスや個人情報保護に関する研修を職員全員に実施し、法令に基づいた業務を行います。

- ・人材育成

困難ケースや多問題ケースに対応できるような力量を持った職員の配置、教育に努めます。

- ・専門性

長期にわたって利用者の立場に立って、介護のあり方を考え、高齢者介護についてしっかりした知識と経験を持ち、地域のサービス事業者についても豊富な情報を持って対応いたします。

- ・人員体制の整備

今後、地域の要介護認定者数が大幅に増加するような場合は、いわゆるケアマネ難民が生じないように、ケアマネジャーを追加・緊急雇用するなどの対策を法人として行います。

6. 特定事業所加算

ケアマネジャーの育成と経営的な安定との観点から、主任ケアマネジャーを配置し、特定事業所加算を算定できる体制を整えます。その為には毎週の研修や会議が必要です。そのためケアマネジャー個人が担当するシステムから事業所として担当するシステムを標準とし、担当が休暇のため対応できないといった状況を無くしていきます。24時間対応ができるように、居宅介護支援事業所として業務用の携帯電話を確保し、利用者に番号を周知し、利用者の安心に繋げていきます。

7. ICT と AI の活用

- ・ICT の活用

令和6年度の介護報酬の改定により、居宅介護支援事業所の事業環境はICTとAIの活用が不可避となりました。私たちは、国が推進する「ケアプランデータ連携システム」の導入をリードし地域全体のケアマネジメントの効率化に貢献します。また、介護支援専門員一人一人にケアマネジメント支援システムが入ったタブレットを貸与することで利用者によるサインや押印を電子化すると共に業務での紙の削減を図ります。

- ・AI の活用

私たちはケアマネジメントの質を向上させる取り組みとして、AIの業務への活用を積極的に推し進めます。具体的には、アセスメント記録とサービス担当者会議録のAIによる作成支援の導入を行います。これにより、訪問後の移動中に記録や会議の原案がAIによって作成され、事業所に戻った後にチェックと修正を行うだけで一連の業務が終了します。生成AIによる膨大な学習の成果を反映させつつ、人の目により完成度を上げることで質が高く、効率性の高いケアマネジメント業務を実現します。

業務へのAIの活用

- ・アセスメント記録をAIで作成
- ・サービス担当者会議の要点をAIで作成

先ほどの訪問時の音声を書き起こししてから、F-SOAIPでまとめて！

F:移動方法の検討の必要性

S:入って入って。

O:左足を引きずり奥から出てくる。

S:いつも忙しいところ悪いね。

O:笑顔を見せながら丸椅子に座る。

A:足を引きずってなにかあったのか？

I:足について尋ねる。

S:いやー、先週から左足の膝がすごく痛くてねー。

A:変形性膝関節症があって整形外科に通院しているが、痛みが酷くなっている様子。痛みへの対処と、移動方法について検討する必要があると思われる。

P:医師に相談し、今後の支援を検討する。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料は公金からの支出という観点に関係職員が意識し経費削減に努めると共に、ケアプラザの設置目的である「地域福祉の増進」という観点から、地域に向けた費用支出について検討していきます。またケアプラザを使用される方々が便利に安全に施設を利用できることこそがケアプラザの利用率、認知率のアップに繋がると考えておりますので、必要な備品や設備管理には経費をかけていきます。

1. 施設の課題に応じた費用配分

・設備の老朽化の把握と改善

定期的な設備の不具合状況を確認し、修繕費や改修費に充てる費用を計上します。

・安定したスタッフの採用に向けて

人件費を増額し、職員の採用や研修に充てる費用を計上します。

2. サービスの質の向上に向けた費用配分

・専門職員の配置

専門的な知識やスキルを持つ職員を配置し、質の高いサービスを提供するための費用を確保します。

・研修の実施

職員のスキルアップのための研修に費用を充て、サービスの質向上を図ります。

・設備の充実

利用者が快適に施設を利用することが出来て足を運んで下さるためには、設備等がきちんと稼働しているのはもちろんのこと、衛生的であること、施設の雰囲気による部分が大きいと思われます。そのため、館内の掲示やグリーン及び季節ごとの飾り付けなどの環境整備については必要な経費として計上します。

3. 地域との連携強化に向けた費用配分

・地域活動への支援

地域との連携を強化するなかで、地域団体と共催事業を行うことで経費的な面でバックアップをしていきます。

・地域課題の解決に向けた活動

地域の方々の「地域で〇〇してみたい」というアイデアを具体化する際の資金や「地域ケア会議」において上がった課題の解決などに共催事業として取り組み、活動初期の安定化を図ります。

4. 収支計画作成時の注意点

- ・収入と支出のバランス

収入と支出のバランスを考慮し、持続可能な運営計画を策定します。

- ・外部資金の活用

DXの推進等、国や市の補助金、民間企業からの寄付など、外部資金の活用を検討します。

- ・効率的な経営執行管理

会計事務所と協力し、企業会計に基づいた執行管理を行います。

- ・経営状況のモニタリングと早期対応

本部、会計事務所を交えた経営確認会議で状況を把握し、対予算・対前期と比較しながら問題点を把握し、素早く対応します。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1. 利用料金の収支の活用

- ・利用率の安定的な運営

介護保険事業（居宅介護支援、介護予防支援）での収入が条例上の利用料金として位置づけられています。こちらの事業の収支をきちんと上げることが、ケアプラザ運営継続の要諦であるので、効率的で効果的な運営を行います。そのために利用者数の確保が欠かせません。様々な機会をとらえ、各サービスの宣伝や営業活動により利用者の確保に努めます。

介護保険事業における収支は、指定管理事業で赤字が生じた場合の補填としての活用や、地域やボランティア、館内環境整理などに対して積極的に活用して参ります。

2. 運営費等を低額に抑える工夫

- ・施設設備管理等の費用削減

法人のスケールメリットを生かし、保守管理や大型物品購入に掛かる施設設備管理等の契約を法人一括で入札や見積合わせ等を行うことでコストの軽減を図ります。

- ・事務消耗品費の削減

事務消耗品等の物品は法人による一括購入による割引等を活用し、経費削減を行います。

- ・水道光熱費の削減

電気会社も法人内は統一し定期的に見直すことで、その時々に合わせて低コストの電力会社と契約しコスト削減を引き続き実施していきます。

電気使用量のモニタリングを行う装置を施設に設置し、特に夏場に大きくなる主契約量を押さえて、電気料金の節約に努めます。

- ・採用や人材育成にかかる費用の効率化

職員の採用経費が非常に高コストになってきています。適正な職員配置と働き続けられる環境を提供し、職員の離職防止を推進します。

職員の部門を超えた連携を図り、他部門の事業にも対応できる職員を育成し、効率的な運営を行い、教育コストの節減に努めます。

指定管理料提案書
(横浜市すすき野地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	14,237,500円	14,379,875円	14,523,524円	14,668,397円	14,811,013円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐					
事業費	自主事業講師謝金、材料費		☐	413,300円	417,400円	421,570円	425,780円	430,000円
事務費	事務消耗品 通信運搬費 印刷製本費など		■	2,835,200円	2,835,200円	2,835,200円	2,835,200円	2,835,200円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)		☐	3,160,000円	3,191,600円	3,223,500円	3,255,700円	3,288,200円
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円			474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>			0円	-178,075円	-357,794円	-539,077円	-718,413円
合計				21,120,000円	21,120,000円	21,120,000円	21,120,000円	21,120,000円
うち団体本部経費				1,392,000円	1,392,000円	1,392,000円	1,392,000円	1,392,000円

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□	22,512,500円	22,737,625円	22,965,002円	23,194,389円	23,426,237円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□					
事業費		自主事業講師謝金、材料費	□	200,000円	202,000円	204,000円	206,000円	208,000円
事務費		事務消耗品 通信運搬費 印刷製本費など	■	2,302,500円	2,302,500円	2,302,500円	2,302,500円	2,302,500円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	840,000円	848,400円	856,800円	865,300円	873,900円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	-235,525円	-473,302円	-713,189円	-955,637円
合計				26,611,000円	26,611,000円	26,611,000円	26,611,000円	26,611,000円
うち団体本部経費				1,392,000円	1,392,000円	1,392,000円	1,392,000円	1,392,000円

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		自主事業講師謝金、材料費	☐					
事務費		事務消耗品 通信運搬費 印刷製本費など	☐	285,000円	285,000円	285,000円	285,000円	285,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	-59,000円	-118,590円	-178,720円	-239,440円
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		講師謝金、備品	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費				0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市すすき野地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	21,120,000円	21,120,000円	21,120,000円	21,120,000円	21,120,000円
		地域包括支援 センター運営事業	26,611,000円	26,611,000円	26,611,000円	26,611,000円	26,611,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
		54,070,000円	54,070,000円	54,070,000円	54,070,000円	54,070,000円	
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防 支援事業	12,000,000円	12,000,000円	12,000,000円	12,000,000円	12,000,000円
		居宅介護支援事業	22,000,000円	22,000,000円	22,000,000円	22,000,000円	22,000,000円
			34,000,000円	34,000,000円	34,000,000円	34,000,000円	34,000,000円
	その他収入		300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
		88,370,000円	88,370,000円	88,370,000円	88,370,000円	88,370,000円	
支出	内訳	人件費	50,000,000円	50,500,000円	51,005,000円	51,515,050円	52,030,200円
		事業費	1,013,300円	1,023,400円	1,033,600円	1,043,900円	1,054,300円
		事務費	21,600,000円	21,600,000円	21,600,000円	21,600,000円	21,600,000円
		管理費	4,000,000円	4,040,000円	4,080,400円	4,121,204円	4,162,416円
		その他					
			76,613,300円	77,163,400円	77,719,000円	78,280,154円	78,846,916円
	うち団体本部経費		4,176,000円	4,176,000円	4,176,000円	4,176,000円	4,176,000円
収支			11,756,700円	11,206,600円	10,651,000円	10,089,846円	9,523,084円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市すすき野地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	6.0000人	6.0000人	6.0000人	6.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

所長及び5職種について定員配置するようにいたします。

団体の概要

(令和7年1月1日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん わかたけだいじゅかい) 社会福祉法人 若竹大寿会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒221-0863 横浜市神奈川区羽沢町550-1 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式8同意書による)に使用します)
設立年月日	平成 元年 3月
沿革	平成 元年 3月 社会福祉法人 若竹大寿会 法人設立 平成 元年 7月 特別養護老人ホーム「若竹苑」開所 平成 元年10月 特別養護老人ホーム「若竹苑」 在宅高齢者デイサービス事業B型 受託 平成 2年 1月 特別養護老人ホーム「若竹苑」 寝たきり高齢者等入浴サービス事業 受託 平成 6年 9月 自主事業 ふれあい給食サービス(訪問給食) 開始 平成 7年 4月 高齢者食事サービス事業 受託「若竹苑」 平成 8年 4月 高齢者等相談事業 受託「若竹苑」 平成 9年 9月 在宅介護支援センター「若竹苑」 受託 平成10年 3月 老人保健施設「リハビリートわかたけ」開設 平成10年10月 24時間巡回型ホームヘルプサービス事業 受託「若竹苑」 滞在型ホームヘルプサービス事業 受託「若竹苑」 平成12年 4月 居宅介護支援事業 若竹苑 事業認可 居宅介護支援事業 リハビリートわかたけ 事業認可 平成12年 7月 横浜市片倉三枚地域ケアプラザ 開所 平成13年 9月 横浜市東寺尾地域ケアプラザ 開所 平成14年 4月 介護老人福祉施設「わかたけ富岡」 開所 平成16年 4月 グループホーム「わかたけ西菅田」 開所 平成17年 3月 横浜市富岡東地域ケアプラザ 開所 平成17年 4月 グループホーム「わかたけ小机」 開所 平成17年 8月 訪問介護 「東白楽事業所」 開所 平成18年 3月 介護老人福祉施設「わかたけ青葉」 開所

平成18年	9月	介護老人保健施設「リハビリート青葉」	開所
平成18年	9月	横浜市沢渡三ツ沢地域ケアプラザ	開所
平成19年	4月	かながわ地域活動ホーム「ほのぼの」	開所
平成19年	7月	訪問介護「わかたけ」名称変更（「東白楽事象所」）	
平成19年	12月	わかたけナイトケアステーション（夜間対応型訪問介護）	開始
平成21年	4月	「ありまクリニック」	開院
平成21年	7月	横浜市中川地域ケアプラザ	開所
		※障害児支援事業併設ケアプラザ	
平成21年	11月	夢タウンわかたけ	開所（あまりクリニック内）
平成21年	12月	わかたけプラザクリニック（旧「ありまクリニック」）	名称変更
平成22年	8月	訪問介護「わかたけプラザ」	開始（わかたけプラザ内）
		「わかたけケアプラン東白楽」	開始
		訪問介護わかたけ 訪問介護事業を東白楽事業所に統合	
平成23年	3月	障害者支援事業協同生活援助 ケアホーム「ひだまり」	開所
平成23年	11月	横浜市六角橋地域ケアプラザ	開所
平成24年	9月	障害者支援事業協同生活援助 ケアホーム「むさし」	開所
平成24年	10月	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	開所（訪問介護わかたけ内）
平成25年	5月	介護老人福祉施設「わかたけ鶴見」	開所
平成25年	6月	かながわライフサポート事業	参加
平成26年	4月	サービス付き高齢者向け住宅「わかたけの杜」	開所
		第1期 約20㎡ 20戸	
		約40㎡ 4戸	
		約50㎡ 20戸	設置
		訪問介護「わかたけの杜 訪問介護事業」	開所
平成26年	8月	認知症対応型通所介護「わかたけの家」	開所
平成26年	10月	夜間対応型訪問介護	
		「わかたけ ナイトケアステーション 青葉」	開所
		定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
		「わかたけ 24ケアステーション 青葉」	開所
平成26年	11月	障害者グループホーム支援センター「アシスト」	開所
平成26年	12月	複合施設「品川区立杜松ホーム」	開所
		特別養護老人ホーム・小規模多機能型居宅介護	
		認知症対応型共同生活介護・ショートステイ	
平成26年	12月	サービス付き高齢者向け住宅 わかたけの杜	
		第2期 約50㎡ 22戸	設置
平成27年	2月	横浜市障害者後見的支援事業	受託
		障害者支援事業協同生活援助	
		グループホーム「なでしこ」	開所

	ほのぼの 相談分室 開所 平成 27 年 11 月 複合施設「品川区立杜松ホーム」 看護小規模多機能型居宅介護 設置 小規模多機能型居宅介護より移行 平成 28 年 3 月 障害者支援事業協同生活援助 グループホーム「やまと」開所 平成 28 年 12 月 横浜市すすき野地域ケアプラザ 開所 平成 30 年 9 月 居宅介護支援事業 「わかたけケアプラン青葉」 事業認可 平成 31 年 3 月 こがね町すこやかクリニック 名称変更（旧 わかたけプラザクリニック） 平成 31 年 3 月 横浜市富岡東地域ケアプラザ内 認知症対応型通所介護 廃止 令和 元年 3 月 認知症対応型通所介護「わかたけの家三ツ沢」 廃止 令和 2 年 4 月 介護老人福祉施設 「わかたけ南」 開所 令和 3 年 12 月 訪問看護 「わかたけ訪問看護ステーション」 開所 令和 5 年 4 月 介護老人福祉施設 「わかたけ都筑」 開所 令和 6 年 4 月 わかたけクリニック 開院 令和 6 年 5 月 こがね町すこやか内科・内視鏡クリニック 名称変更（旧 こがね町すこやかクリニック） 令和 6 年 11 月 複合施設「品川区杜松ホーム」指定管理運営 撤退 令和 8 年 8 月 介護老人福祉施設 「わかたけ新子安（仮称）」 開所予定
事業内容等	社会福祉事業の運営 ・介護老人福祉施設【若竹苑、わかたけ富岡、わかたけ青葉、わかたけ鶴見、わかたけ南、わかたけ都筑】 ※短期入所生活介護事業も含む ・介護老人保健施設【リハビリートわかたけ、リハビリート青葉】 ※短期入所療養介護事業も含む ・サービス付き高齢者向け住宅【わかたけの杜】 ・地域ケアプラザ【片倉三枚、東寺尾、富岡東、沢渡三ツ沢、中川、六角橋、すすき野】 ・認知症対応型共同生活介護【わかたけ西菅田、わかたけ小机】 ・地域活動ホーム【ほのぼの】 ・神奈川区障害者後見支援室【おんぷ】 ・障害者通所支援事業【中川地域ケアプラザ】 ・障害者支援事業協同生活援助【ひだまり、むさし、なでしこ、やまと】 ・訪問介護 【訪問介護わかたけ、わかたけの杜訪問介護】 ・訪問看護 【わかたけ訪問看護ステーション】 ・夜間対応型訪問介護 【訪問介護わかたけ、わかたけの杜訪問介護】 ・居宅介護支援事業【若竹苑、わかたけケアプラン、わかたけケアプラン青葉、

	各地域ケアプラザ】 ・通所事業【若竹苑、わかたけ青葉、ケアプラザ（片倉三枚、東寺尾、富岡東、沢渡三ツ沢、中川）】 ・通所リハビリテーション【リハビリゾートわかたけ、リハビリゾート青葉、夢タウンわかたけ】 ・クリニック【こがね町すこやか内科・内視鏡クリニック、わかたけクリニック】			
財務状況	年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	総収入	8,087,332,735	9,113,303,562	9,241,027,148
	総支出	7,914,124,770	8,863,172,474	9,074,068,473
	当期収支差額	173,207,965	250,131,088	166,958,675
	次期繰越収支差額	4,319,056,120	4,569,187,208	4,736,145,883
連絡担当者	【所 属】横浜市すすき野地域ケアプラザ 【氏 名】XXXXXXXXXX 【電 話】045-909-0071 【F A X】045-909-0072 【E-mail】XXXXXXXXXX@xxxxxx.co.jp			
特記事項				